

1 災害想定関連

1-1 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	印西市瀬戸	一本松	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
2	印西市岩戸	西方	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
3	印西市吉高	仲村	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
4	印西市吉高	蕪和田	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
5	印西市吉高	蕪和田2	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
6	印西市平賀	辺田	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
7	印西市武西	安養寺	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
8	印西市浦部	浦部	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
9	印西市浦部	浦部1	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
10	印西市浦部	宮内	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
11	印西市松崎	三郷	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
12	印西市大森	大森	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
13	印西市武西	武西1	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
14	印西市武西	武西2	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
15	印西市和泉	和泉1	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
16	印西市中根	戸崎	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
17	印西市笠神	笠神	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
18	印西市物木	物木1	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
19	印西市物木	物木2	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
20	印西市吉田	馬々台	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
21	印西市吉高	久保作	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
22	印西市萩原	株木	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
23	印西市戸神	戸神1	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
24	印西市松崎	松崎3	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
25	印西市萩原	萩原6	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
26	印西市萩原	萩原10	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
27	印西市吉高	吉高18	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
28	印西市吉高	吉高20	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
29	印西市瀬戸	瀬戸3	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
30	印西市吉田	吉田2	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
31	印西市師戸	師戸11	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
32	印西市平賀	平賀15	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
33	印西市松虫・瀬戸	松虫13	悠傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
34	印西市岩戸	岩戸川岸	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第137号	千第144号
35	印西市松虫	松虫	急傾斜地の崩壊	平成25年6月4日	千第384号	千第386号
36	印西市松虫	松虫2	急傾斜地の崩壊	平成25年6月4日	千第384号	千第386号
37	印西市松虫	松虫3	急傾斜地の崩壊	平成25年6月4日	千第384号	千第386号
38	印西市松虫	松虫4	急傾斜地の崩壊	平成25年6月4日	千第384号	千第386号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
39	印西市松虫	松虫 6	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
40	印西市松虫	松虫 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
41	印西市松虫	松虫 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
42	印西市松虫	松虫 9	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
43	印西市平賀	平賀 5	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
44	印西市平賀	平賀 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
45	印西市平賀	平賀 10	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
46	印西市平賀・平賀学園台 2 丁目	平賀 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
47	印西市平賀	平賀 14	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
48	印西市平賀	平賀 16	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
49	印西市平賀・平賀学園台 2 丁目	平賀 17	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
50	印西市平賀・平賀学園台 2 丁目	平賀 19	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
51	印西市平賀・平賀学園台 2 丁目	平賀 22	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
52	印西市萩原	萩原 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
53	印西市萩原	萩原 2	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
54	印西市萩原	萩原 3	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
55	印西市萩原	萩原 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
56	印西市萩原	萩原 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
57	印西市萩原	萩原 11	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
58	印西市萩原	萩原 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
59	印西市萩原	萩原 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
60	印西市萩原	萩原 14	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
61	印西市吉高	吉高 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
62	印西市吉高	吉高 11	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
63	印西市吉高	吉高 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
64	印西市吉高	吉高 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
65	印西市吉高	吉高 15	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
66	印西市吉高	吉高 16	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
67	印西市吉高	吉高 19	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
68	印西市吉高	吉高 21	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
69	印西市吉高	吉高 22	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
70	印西市吉高	吉高 23	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
71	印西市吉高	吉高 26	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
72	印西市瀬戸	瀬戸 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
73	印西市吉田	吉田 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
74	印西市吉田	吉田 3	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
75	印西市吉田	吉田 4	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
76	印西市岩戸	岩戸 7	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
77	印西市岩戸	岩戸 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
78	印西市岩戸	岩戸 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
79	印西市師戸	師戸 8	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
80	印西市師戸	師戸 9	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
81	印西市師戸	師戸 10	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
82	印西市師戸	師戸 12	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
83	印西市師戸・鎌苅	師戸 13	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
84	印西市師戸	師戸 16	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
85	印西市師戸	師戸 18	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
86	印西市鎌苅	鎌苅 1	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 6 月 4 日	千第 384 号	千第 386 号
87	印西市小林	小林 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
88	印西市小林	小林 6	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
89	印西市小林・小林浅間	小林 7	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
90	印西市小林・小林大門下・小林浅間	小林 8	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
91	印西市小林	小林 9	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
92	印西市小林	小林 10	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
93	印西市小林	小林 12	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
94	印西市浦部	浦部 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
95	印西市浦部	浦部 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
96	印西市浦部	浦部 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
97	印西市浦部・白幡・発作	浦部 6	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
98	印西市浦部	浦部 7	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
99	印西市浦部	浦部 8	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
100	印西市浦部	浦部 9	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
101	印西市浦部	浦部 10	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
102	印西市浦部	浦部 11	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
103	印西市浦部	浦部 12	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
104	印西市和泉	和泉 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
105	印西市和泉	和泉 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
106	印西市武西	武西 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
107	印西市戸神	戸神 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
108	印西市戸神	戸神 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
109	印西市物木	物木 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
110	印西市物木	物木 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
111	印西市笠神	笠神 2	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
112	印西市笠神	笠神 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
113	印西市笠神	笠神 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
114	印西市笠神	笠神 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 6 月 5 日	千第 436 号	千第 442 号
115	印西市中根	中根 1	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
116	印西市中根	中根 2	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
117	印西市中根	中根 3	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
118	印西市中根	中根 4	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
119	印西市中根	中根 5	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
120	印西市中根	中根 6	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
121	印西市中根	中根 7	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
122	印西市中根	中根 8	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
123	印西市中根	中根 9	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
124	印西市中根	中根 11	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
125	印西市中根	中根 13	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
126	印西市中根	中根 14	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
127	印西市中根	中根 15	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
128	印西市中根	中根 16	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
129	印西市中根	中根 17	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
130	印西市中根	中根 18	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
131	印西市中根	中根 19	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
132	印西市萩原	萩原 7	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
133	印西市萩原	萩原 14	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
134	印西市松虫	松虫 11	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
135	印西市吉高	吉高 8	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
136	印西市吉高	吉高 10	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
137	印西市吉高	吉高 24	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
138	印西市吉高	吉高 25	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
139	印西市瀬戸	瀬戸 2	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
140	印西市瀬戸	瀬戸 4	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
141	印西市吉田	吉田 5	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
142	印西市師戸	師戸 5	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
143	印西市師戸	師戸 6	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
144	印西市師戸	師戸 7	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
145	印西市鎌苅	鎌苅 2	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
146	印西市鎌苅	鎌苅 3	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
147	印西市笠神	笠神 8	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
148	印西市笠神	笠神 9	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
149	印西市平賀	平賀 23	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 5 月 30 日	千第 416 号	千第 417 号
150	印西市瀬戸	花台	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
151	印西市吉高	吉高 2	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
152	印西市吉高	吉高 3	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
153	印西市吉高	吉高 4	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
154	印西市吉高	吉高 5	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
155	印西市吉高	吉高 6	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
156	印西市吉高	吉高 7	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
157	印西市吉高	吉高 27	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
158	印西市吉高	吉高 28	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
159	印西市瀬戸	瀬戸 6	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
160	印西市瀬戸	瀬戸 7	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
161	印西市瀬戸	瀬戸 8	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
162	印西市瀬戸	瀬戸 9	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
163	印西市瀬戸	瀬戸 10	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
164	印西市瀬戸	瀬戸 11	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
165	印西市瀬戸	瀬戸 12	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
166	印西市瀬戸	瀬戸 13	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
167	印西市瀬戸	瀬戸 14	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
168	印西市瀬戸	瀬戸 16	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
169	印西市瀬戸	瀬戸 17	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
170	印西市瀬戸	瀬戸 18	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
171	印西市瀬戸	瀬戸 19	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
172	印西市瀬戸	瀬戸 20	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
173	印西市瀬戸	瀬戸 21	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
174	印西市瀬戸	瀬戸 22	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
175	印西市瀬戸	瀬戸 23	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
176	印西市瀬戸	瀬戸 24	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
177	印西市瀬戸	瀬戸 26	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
178	印西市瀬戸	瀬戸 27	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
179	印西市瀬戸	瀬戸 28	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
180	印西市山田	山田 1	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
181	印西市山田	山田 2	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
182	印西市山田	山田 3	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
183	印西市山田	山田 4	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
184	印西市山田	山田 5	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
185	印西市山田	山田 6	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
186	印西市山田	山田 8	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
187	印西市山田	山田 12	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
188	印西市山田	山田 14	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
189	印西市山田	山田 15	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
190	印西市山田	山田 16	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
191	印西市山田	山田 17	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
192	印西市山田	山田 18	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
193	印西市山田	山田 19	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
194	印西市平賀	平賀 1	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
195	印西市平賀	平賀 8	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
196	印西市平賀	平賀 9	急傾斜地の崩壊	令和元年 8 月 6 日	千第 143 号	千第 145 号
197	印西市小林	小林 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
198	印西市小林	小林 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
199	印西市小林	小林 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
200	印西市小林	小林 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
201	印西市小林	小林 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
202	印西市小林	小林 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
203	印西市小林	小林 16	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
204	印西市大廻	大廻 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
205	印西市岩戸	岩戸 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
206	印西市岩戸	岩戸 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
207	印西市岩戸	岩戸 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
208	印西市岩戸	岩戸 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
209	印西市岩戸	岩戸 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
210	印西市岩戸	岩戸 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
211	印西市造谷	造谷 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
212	印西市萩原	萩原 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
213	印西市吉田	吉田 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
214	印西市吉田	吉田 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
215	印西市師戸	師戸 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
216	印西市師戸	師戸 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
217	印西市師戸	師戸 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
218	印西市師戸	師戸 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
219	印西市師戸	師戸 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
220	印西市師戸	師戸 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
221	印西市師戸	師戸 17	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
222	印西市師戸	師戸 19	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
223	印西市平賀	平賀 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
224	印西市平賀	平賀 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
225	印西市平賀	平賀 18	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
226	印西市平賀	平賀 20	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
227	印西市平賀	平賀 21	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
228	印西市平賀	平賀 24	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
229	印西市平賀	平賀 25	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
230	印西市大森	大森 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
231	印西市大森	大森 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
232	印西市亀成	亀成 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
233	印西市竹袋	竹袋 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
234	印西市竹袋	竹袋 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
235	印西市竹袋	竹袋 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
236	印西市竹袋	竹袋 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
237	印西市竹袋	竹袋 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
238	印西市平岡	平岡 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
239	印西市平岡	平岡 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
240	印西市平岡	平岡 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
241	印西市鹿黒	鹿黒 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
242	印西市鹿黒	鹿黒 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
243	印西市中根	中根 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
244	印西市竜腹寺	竜腹寺 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
245	印西市竜腹寺	竜腹寺 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
246	印西市竜腹寺	竜腹寺 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
247	印西市竜腹寺	竜腹寺 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 17 日	千第 142 号	千第 143 号
248	印西市小林	小林	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 5 日	千第 103 号	千第 106 号
249	印西市小林	小林 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 5 日	千第 103 号	千第 106 号
250	印西市竹袋	竹袋 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 5 日	千第 103 号	千第 106 号

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
辺田前	中根	13,954.12	昭和 55 年 4 月 15 日	67	千第 405 号
松虫	松虫	3,574.00	昭和 56 年 1 月 28 日	72	千第 67 号
花台	瀬戸	51,033.43	平成 4 年 10 月 27 日	290	千第 825 号
			平成 10 年 9 月 29 日		千第 770 号
笠神	笠神	8,803.49	平成 8 年 3 月 26 日	356	千第 347 号
株木	萩原	11,948.00	平成 12 年 3 月 24 日	409	千第 221 号
戸崎	戸崎	13,054.00	平成 12 年 7 月 28 日	412	千第 572 号
辺田	平賀	28,973.05	平成 27 年 5 月 29 日	530	千第 421 号

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
I-0327	安養寺	印西	安養寺	指定済
II-1424	浦部 3	印西	浦部	指定済
II-1425	浦部 4	印西	浦部	指定済
II-1426	浦部 5	印西	浦部	指定済
II-1427	浦部 6	印西	浦部	指定済
II-1428	浦部 7	印西	浦部	指定済
II-1429	浦部 8	印西	浦部	指定済
I-0328	浦部	印西	浦部宮内	指定済
I-0329	浦部 1	印西	浦部宮内	指定済
I-0330	宮内	印西	浦部御手洗	指定済
II-1407	亀成 1	印西	亀成	
I-1291	戸神 1	印西	戸神	指定済
II-1438	戸神 2	印西	戸神	指定済
II-1432	鹿黒 1	印西	鹿黒	
II-1433	鹿黒 2	印西	鹿黒	
II-1417	小林 2	印西	小林	
II-1418	小林 3	印西	小林	
II-1420	小林 4	印西	小林	
II-1421	小林 5	印西	小林	指定済
II-1422	小林 6	印西	小林	指定済
II-1423	小林 7	印西	小林	指定済
II-1434	小林 8	印西	小林	指定済
II-1435	小林 9	印西	小林	指定済
II-1436	小林 10	印西	小林	指定済
I-0332	小林	印西	小林窪地	
I-0331	三郷	印西	松崎三郷	指定済

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
I-1292	松崎3	印西	松崎三郷	指定済
I-0333	大森	印西	大森	指定済
II-1405	大森2	印西	大森	
II-1406	大森3	印西	大森	
II-1408	竹袋1	印西	竹袋	
II-1409	竹袋2	印西	竹袋	
II-1410	竹袋3	印西	竹袋	
II-1411	竹袋4	印西	竹袋	
II-1412	竹袋5	印西	竹袋	
II-1413	竹袋6	印西	竹袋	
I-0334	武西1	印西	武西	指定済
I-0335	武西2	印西	武西	指定済
II-1437	武西3	印西	武西	指定済
II-1414	平岡1	印西	平岡	
II-1415	平岡2	印西	平岡	
II-1416	平岡3	印西	平岡	
II-1419	平岡4	印西	平岡	
I-0336	和泉1	印西	和泉	指定済
II-1430	和泉2	印西	和泉	指定済
II-1431	和泉3	印西	和泉	指定済
II-1345	鎌苅1	印旛	鎌苅豆田	指定済
II-1346	鎌苅2	印旛	鎌苅豆田	
II-1347	鎌苅3	印旛	鎌苅豆田	
II-1372	岩戸9	印旛	岩戸岩戸川岸	
II-1373	岩戸10	印旛	岩戸岩戸川岸	
II-1374	岩戸11	印旛	岩戸岩戸川岸	
II-1375	岩戸12	印旛	岩戸岩戸川岸	指定済
II-1296	岩戸1	印旛	岩戸古谷	
II-1297	岩戸2	印旛	岩戸古谷	
II-1332	岩戸8	印旛	岩戸市場	
I-0311	西方	印旛	岩戸西方	指定済
II-6894	岩戸川岸	印旛	岩戸船戸	指定済
II-1328	岩戸4	印旛	岩戸中里	
II-1329	岩戸5	印旛	岩戸中里	
II-1330	岩戸6	印旛	岩戸中里	
II-7053	岩戸3	印旛	岩戸中里	
II-1331	岩戸7	印旛	岩戸面根	指定済
III-1091	吉高1	印旛	吉高	指定済
III-1092	吉高2	印旛	吉高	
I-1288	久保作	印旛	吉高久保作	指定済
II-1281	吉高9	印旛	吉高久保作	
II-1282	吉高10	印旛	吉高久保作	
II-1286	吉高14	印旛	吉高久保作	
II-1287	吉高15	印旛	吉高久保作	指定済
I-1500	吉高18	印旛	吉高宮作	指定済
II-1289	吉高17	印旛	吉高宮作	
II-1293	吉高21	印旛	吉高宮作	指定済
II-1283	吉高11	印旛	吉高古木戸	指定済
II-1275	吉高2	印旛	吉高向田	
II-1278	吉高6	印旛	吉高向田	
II-1279	吉高7	印旛	吉高向田	
II-7043	吉高3	印旛	吉高向田	
II-1280	吉高8	印旛	吉高山王	
II-1284	吉高12	印旛	吉高若作	指定済
II-1311	吉高24	印旛	吉高若作	

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
II-1277	吉高 5	印旛	吉高船戸	
II-1276	吉高 4	印旛	吉高大谷	
II-1274	吉高 1	印旛	吉高大竹	
I-0312	仲村	印旛	吉高仲村	指定済
II-1285	吉高 13	印旛	吉高仲村	指定済
II-1288	吉高 16	印旛	吉高仲村	指定済
II-1313	吉高 26	印旛	吉高仲村	指定済
II-7048	吉高 25	印旛	吉高仲村	
I-0313	蕪和田	印旛	吉高蕪和田	指定済
I-0314	蕪和田 2	印旛	吉高蕪和田	指定済
I-1501	吉高 20	印旛	吉高蕪和田	指定済
II-1291	吉高 19	印旛	吉高蕪和田	指定済
II-1294	吉高 22	印旛	吉高蕪和田	指定済
II-1295	吉高 23	印旛	吉高蕪和田	指定済
III-0082	吉田 1	印旛	吉田	
II-7052	吉田 4	印旛	吉田郷	指定済
II-1324	吉田 3	印旛	吉田西ノ原	指定済
I-1504	吉田 2	印旛	吉田鼠内	指定済
II-1322	吉田 1	印旛	吉田鼠内	指定済
II-1327	吉田 7	印旛	吉田東場	
I-1287	馬々台	印旛	吉田馬々台	指定済
II-1325	吉田 5	印旛	吉田馬々台	
II-1326	吉田 6	印旛	吉田馬々台	
II-1358	山田 12	印旛	山田岩井戸	
II-1359	山田 13	印旛	山田岩井戸	
II-1317	山田 7	印旛	山田山田	
II-1320	山田 10	印旛	山田山田	
II-1321	山田 11	印旛	山田山田	
II-1360	山田 14	印旛	山田西	
II-1318	山田 8	印旛	山田川端	
II-1319	山田 9	印旛	山田川端	
II-1362	山田 16	印旛	山田仲井	
II-1363	山田 17	印旛	山田仲井	
II-1364	山田 18	印旛	山田仲井	
II-1315	山田 2	印旛	山田鶴巻	
II-1316	山田 6	印旛	山田鶴巻	
II-7049	山田 3	印旛	山田鶴巻	
II-7050	山田 4	印旛	山田鶴巻	
II-7051	山田 5	印旛	山田鶴巻	
II-1314	山田 1	印旛	山田木戸内	
II-1361	山田 15	印旛	山田和田	
III-0083	師戸 1	印旛	師戸	
II-1337	師戸 5	印旛	師戸岡台	
II-1338	師戸 6	印旛	師戸岡台	
II-1339	師戸 7	印旛	師戸岡台	
II-1340	師戸 8	印旛	師戸岡台	指定済
II-1341	師戸 9	印旛	師戸岡台	指定済
II-1381	師戸 19	印旛	師戸宮向	
II-1333	師戸 1	印旛	師戸西台	
II-1334	師戸 2	印旛	師戸西台	
II-1335	師戸 3	印旛	師戸西台	
II-1336	師戸 4	印旛	師戸西台	
II-1380	師戸 18	印旛	師戸川岸	指定済
II-1344	師戸 12	印旛	師戸川本	指定済
II-7054	師戸 13	印旛	師戸川本	指定済

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
II-1376	師戸 14	印旛	師戸奈良戸	
II-1377	師戸 15	印旛	師戸奈良戸	
II-1378	師戸 16	印旛	師戸奈良戸	指定済
II-1379	師戸 17	印旛	師戸奈良戸	
I-1505	師戸 11	印旛	師戸内野	指定済
II-1342	師戸 10	印旛	師戸内野	指定済
II-1266	松虫 6	印旛	松虫一作谷	指定済
II-1269	松虫 8	印旛	松虫間所	指定済
II-1271	松虫 10	印旛	松虫境田	
II-1272	松虫 11	印旛	松虫境田	
II-1273	松虫 12	印旛	松虫境田	
II-1264	松虫 4	印旛	松虫三郎谷	指定済
I-0310	松虫	印旛	松虫松虫	指定済
II-1265	松虫 5	印旛	松虫上作谷	
I-1503	松虫 14	印旛	松虫常光寺谷	
I-2074	松虫 13	印旛	松虫常光寺谷	指定済
II-7041	松虫 2	印旛	松虫常光寺谷	指定済
II-1268	松虫 7	印旛	松虫堂前	指定済
II-1263	松虫 3	印旛	松虫臺畑	指定済
II-1270	松虫 9	印旛	松虫貉谷	指定済
I-0307	一本松	印旛	瀬戸一本松	指定済
I-1502	瀬戸 3	印旛	瀬戸一本松	指定済
II-1298	瀬戸 1	印旛	瀬戸一本松	指定済
II-1300	瀬戸 4	印旛	瀬戸一本松	
II-1301	瀬戸 5	印旛	瀬戸一本松	
II-7045	瀬戸 2	印旛	瀬戸一本松	
I-0308	花台	印旛	瀬戸花台	
II-1348	瀬戸 16	印旛	瀬戸花台	
II-1350	瀬戸 18	印旛	瀬戸花台	
II-1352	瀬戸 20	印旛	瀬戸江川	
II-1353	瀬戸 21	印旛	瀬戸江川	
II-1354	瀬戸 22	印旛	瀬戸江川	
II-1355	瀬戸 23	印旛	瀬戸江川	
II-1356	瀬戸 24	印旛	瀬戸江川	
II-1357	瀬戸 25	印旛	瀬戸鴻ノ巢	
II-1309	瀬戸 13	印旛	瀬戸細田	
II-1312	瀬戸 15	印旛	瀬戸市井	
II-1349	瀬戸 17	印旛	瀬戸水神前	
II-1351	瀬戸 19	印旛	瀬戸水神前	
II-1302	瀬戸 6	印旛	瀬戸仙元下	
II-1303	瀬戸 7	印旛	瀬戸泉台	
II-1304	瀬戸 8	印旛	瀬戸大木谷	
II-7047	瀬戸 12	印旛	瀬戸房田	
II-1310	瀬戸 14	印旛	瀬戸立	
II-1306	瀬戸 9	印旛	瀬戸和田谷津	
II-1307	瀬戸 10	印旛	瀬戸和田谷津	
II-1308	瀬戸 11	印旛	瀬戸和田谷津	
II-1252	造谷 1	印旛	造谷向辺田	
II-1253	造谷 2	印旛	造谷向辺田	
II-7040	造谷 3	印旛	造谷向辺田	
II-7044	大廻 1	印旛	大廻茶畑	
II-7042	萩原 12	印旛	萩原猿内	指定済
I-1289	株木	印旛	萩原株木	指定済
II-1267	萩原 13	印旛	萩原作口	指定済
II-1251	萩原 1	印旛	萩原城ノ内	指定済

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
II-1262	萩原 11	印旛	萩原城ノ内	指定済
II-7039	萩原 2	印旛	萩原城ノ内	指定済
I-1499	萩原 10	印旛	萩原辺田谷	指定済
II-1258	萩原 7	印旛	萩原辺田谷	
II-1259	萩原 8	印旛	萩原辺田谷	指定済
II-1260	萩原 9	印旛	萩原辺田谷	
I-1498	萩原 6	印旛	萩原和田谷	指定済
II-1254	萩原 3	印旛	萩原和田谷	指定済
II-1255	萩原 4	印旛	萩原和田谷	指定済
II-1256	萩原 5	印旛	萩原和田谷	
III-0108	平賀 1	印旛	平賀	
II-1383	平賀 11	印旛	平賀角崎	
II-1385	平賀 13	印旛	平賀角崎	
II-1389	平賀 18	印旛	平賀角崎	
II-1384	平賀学園台 1	印旛	平賀学園台 3 丁目	
II-1366	平賀 2	印旛	平賀宮前	
II-1382	平賀 10	印旛	平賀古井戸	指定済
II-7055	平賀 8	印旛	平賀細町	
II-7056	平賀 9	印旛	平賀細町	
II-1392	平賀 21	印旛	平賀小森	
II-1367	平賀 3	印旛	平賀新田台	
II-1368	平賀 4	印旛	平賀新田台	
II-1391	平賀 20	印旛	平賀新福寺	
II-7059	平賀 21	印旛	平賀新福寺	
II-1370	平賀 6	印旛	平賀台	
II-1365	平賀 1	印旛	平賀台中	
II-1369	平賀 5	印旛	平賀梅作	指定済
II-1371	平賀 7	印旛	平賀梅作	指定済
I-0315	辺田	印旛	平賀辺田	指定済
I-1506	平賀 15	印旛	平賀辺田	指定済
II-1387	平賀 16	印旛	平賀辺田	指定済
II-1388	平賀 17	印旛	平賀辺田	指定済
II-1390	平賀 19	印旛	平賀辺田	指定済
II-7057	平賀 12	印旛	平賀辺田	指定済
II-7058	平賀 14	印旛	平賀辺田	指定済
II-1442	笠神 2	本埜	笠神	指定済
II-1443	笠神 3	本埜	笠神	指定済
II-1444	笠神 4	本埜	笠神	指定済
II-1445	笠神 5	本埜	笠神	指定済
II-1446	笠神 6	本埜	笠神	
II-1447	笠神 7	本埜	笠神	
II-1448	笠神 8	本埜	笠神	
II-1449	笠神 9	本埜	笠神	
I-0338	笠神	本埜	笠神向辺田	指定済
II-1450	中根 1	本埜	中根	
II-1451	中根 2	本埜	中根	
II-1452	中根 3	本埜	中根	
II-1453	中根 4	本埜	中根	
II-1454	中根 5	本埜	中根	
II-1455	中根 6	本埜	中根	
II-1456	中根 7	本埜	中根	
II-1457	中根 8	本埜	中根	
II-1458	中根 9	本埜	中根	
II-1459	中根 10	本埜	中根	
II-1460	中根 11	本埜	中根	

箇所番号	箇所名	所在地		土砂災害 警戒区域等
		地区名	字名	
II-1461	中根 12	本埜	中根	
I-0339	物木 1	本埜	物木	指定済
I-0340	物木 2	本埜	物木	指定済
II-1439	物木 3	本埜	物木	指定済
II-1440	物木 4	本埜	物木	指定済
II-1441	物木 5	本埜	物木	
I-1293	辺田前	本埜	辺田前	
I-0337	戸崎	本埜	矢口戸崎	指定済
II-1462	竜腹寺 1	本埜	竜腹寺	
II-1463	竜腹寺 2	本埜	竜腹寺	
II-1464	竜腹寺 3	本埜	竜腹寺	
II-1465	竜腹寺 4	本埜	竜腹寺	

1-2 重要河川水防箇所

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	
		種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)		
1	利根川下流 河川事務所	利根川	(重点) 越水(溢水)	B	右	千葉県我孫子市布 佐～印西市大森	76.50 下 93～ 74.50	1907
2	利根川下流 河川事務所	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	千葉県印西市 大森～木下	74.50～ 74.00 下 114	616
3	利根川下流 河川事務所	利根川	基礎地盤漏水	B	右	千葉県印西市 木下～竹袋	74.00 下 114～ 73.50 下 44	429
4	利根川下流 河川事務所	利根川	基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B	右	千葉県印西市竹袋	73.50 下 44～ 73.25 上 101	104
5	利根川下流 河川事務所	利根川	基礎地盤漏水	B	右	千葉県印西市 竹袋～平岡	73.25 上 101～ 72.75 上 45	555
6	利根川下流 河川事務所	利根川	基礎地盤漏水 旧川跡	B 要注意	右	千葉県印西市平岡 ～印旛郡栄町西	72.75 上 45～ 72.50 上 113	181

※ 出典：国土交通省利根川下流河川事務所洪水対策計画書（抜粋）

1-3 気象警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 銚子地方気象台

印西市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136
	洪水	流域雨量指数基準	長門川流域=19.6 手賀川流域=28.2	
		複合基準※ ¹	長門川流域=(8, 17.6)	
		指定河川洪水予報による基準	利根川下流部[横利根]、利根川中流部 [取手・押付]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量指数基準	長門川流域=15.6 手賀川流域=22.5	
		複合基準※ ¹	長門川流域=(8, 12.5)	
		指定河川洪水予報による基準	利根川中流部 [押付]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	夏季(最低気温)：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
霜	4月1日～5月31日 最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

1-4 浸水想定区域内に存する防災上配慮を有する者が利用する施設
(水防法第15条関係)

No.	施設名称	所在地	電話番号	FAX
1	印西市立大森小学校	大森 3350	42-2089	42-3438
2	印西市立小林北小学校	小林北 5-1-5	97-1100	97-1103
3	どんぐり保育園	小林北 5-12-2	97-1383	97-1383
4	小林天神幼稚園	小林北 3-3-13	97-4010	97-4558
5	印西ひかりこども園	木下字平台 804-6	40-3737	40-3738
6	工房マナ	大森 2553-8	36-8072	97-4421
7	デイサービスセンターみどり荘	大森 4776-1	40-3636	40-3637
8	子どもふれあいセンター	竹袋 614-9	42-0144	42-0146
9	中央老人福祉センター	竹袋 614-9	42-0144	42-0146
10	福祉作業所コスモス	竹袋 614-9	42-0294	42-0470
11	特別養護老人ホームプレーグ本塾	笠神 1620	97-0100	97-0030
12	高齢者支援ハウス ヴォーネン本塾	笠神 1620	80-8100	97-0030
13	プレーグ本塾通所介護事業所	笠神 1620	97-0100	97-0030
14	プレーグ本塾短期入所生活介護事業所	笠神 1620	97-0100	97-0030
15	介護付有料老人ホームベストライフ印西	大森 3696	42-1711	42-1712
16	愛の家グループホーム印西木下	木下東 3-12-5	40-2150	40-2151
17	木下デイサービスセンターつくしんぼ	木下 1649	29-5222	29-5223
18	デイサービスセンターハッピーデイ	安食ト杭 1000-7	97-7801	97-7802
19	児童デイサービス朋友会 憩いの里さくら	中根 1954-8	97-3800	97-5441
20	放課後等デイサービスニコルム	木下東 4-6-16	42-2767	42-7600
21	総合発達支援デイサービス きぼう印西	大森 2454-8 アーバン ハイツ 1階	50-5001	50-5003
22	小規模多機能型居宅介護よりそいホーム	小林 4095-1	97-7270	85-7881
23	グループホーム秋桜	小林 4095-1	97-4990	85-7881
24	グループホームこすもす友	小林 4095-1	97-5535	85-7881
25	ケアホーム一本松	吉高 1789-2	80-3358	80-3358
26	ケアホーム印旛	吉高 1789-2	80-3357	80-3356
27	リハビリデイサービス小林	小林 3354-2	37-5034	37-6556
28	ケアサポート印西	大森 2550-10	49-4551	49-4552
29	リハビリデイ快福庵	大森 2454-9 渡辺 店舗 1階	37-8156	
30	さくら3	中根 717	97-3800	97-5441
31	グループホームベルエキップ	小林 1660-7	97-6079	97-6079
32	わおんグループホーム印西小林北	小林 3357-11	50-2642	050-3457-9531
33	ソレイユ倶楽部印西	木下東 2-2-2	37-8053	
34	プラネット	木下 1467-2	85-8086	85-8087

35	ワイルドストロベリー	下曾根 155	29-4640	29-4640
36	ステップ	木下東 4-6-16	42-2767	42-7600

1-5 土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号関係)

施設名	所在地	電話番号
いんば学舎・松虫	印西市松虫 516 番地	98-2486
小林小学校	印西市小林 2448 番地 2	42-4311
本埜小学校	印西市中根 1281 番地 2	97-0035
小林中学校	印西市小林大門下一丁目 4 番地 1	97-3100
本埜中学校	印西市笠神 250 番地	97-0009

1-6 要配慮者に対する情報発信

1 FAXによる情報の伝達

利根川水位警戒情報

年 月 日

下記の水位観測所において、氾濫注意水位に到達しました。

観測所名 押付観測所

到達時刻 年 月 日 時 分

観測水位 . m

参考 押付観測所

水防団待機水位 3.10m

氾濫注意水位 5.75m

避難判断水位 7.10m

今後も洪水に関する情報に注意し、いつでも避難できるよう準備してください。

発信者(問い合わせ先) : 印西市総務部防災課
TEL0476-42-5111

※利根川中流部押付観測所での観測水位が氾濫注意水位に達した場合は、おおむね1時間ごとにFAXにより情報を伝達いたします。

なお、著しく水位の減少が認められる場合は、その旨FAXに記載し情報の伝達は終了させていただきます。

2 情報の伝達

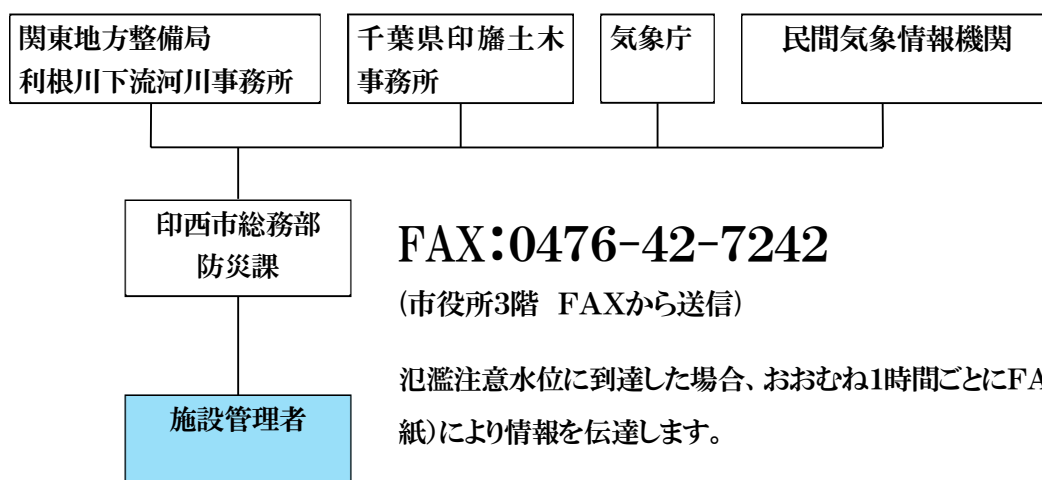
防災情報の伝達

施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努めます。

伝達方法はFAX、電話、市防災行政無線等を用いて、河川水位情報・避難指示等の避難情報などの防災情報を伝達します。

情報伝達系統図は、以下のとおりです。

〈情報伝達系統図〉



(高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有する方を「要配慮者」といいます。)

2 情報・通信関連

2-1 印西市防災行政無線

1 防災行政無線局（同報系）の配置場所

(1) 同報系親局

種別	配置場所	所在地
親局	防災課	印西市大森2364番地2
遠隔制御装置	印西地区消防組合消防本部	印西市牧の原二丁目3番地

(2) 同報系子局

番号	子局名称	番号	子局名称
1	市役所	31	松崎中央会館
2	六軒コミュニティセンター	32	松崎字境田地先
3	西埜原幼児公園	33	松崎字南田地先
4	木下児童遊園	34	竹袋消防器具置場
5	木下池田子どもの遊び場	35	別所消防器具置場
6	木下保育園	36	大森字前畑地先
7	県水道局木下取水場	37	古新田集会所
8	平岡字天地島地先	38	鹿黒消防器具置場
9	かみうし第2幼児公園	39	和泉会館
10	小林コミュニティプラザ	40	小倉消防器具置場
11	小林砂田集会場	41	永治小学校プール
12	亀成会館	42	本郷消防器具置場
13	発作上集会所	43	白幡消防器具置場
14	発作字都島	44	宮内消防器具置場
15	中ノ口公民館	45	小林物木調整地
16	平岡字道口地先	46	小林小学校
17	平岡字西地先	47	竹袋字鳴沢地先
18	平岡会館	48	宗甫青年館
19	小林字境田地先	49	七軒屋消防器具置場
20	小林台方消防器具置場	50	泉会館
21	しもうし第1幼児公園	51	草上コミュニケーションセンター
22	三番割幼児公園	52	高花青年館
23	草深字内川地先	53	多々羅田字弁天前地先
24	そうふけふれあいの里	54	結縁寺字西ノ内地先
25	草深原消防器具置場	55	松崎コミュニティセンター前戸の里
26	草深字柏木台地先	56	木刈小学校
27	武西集会所	57	木刈中児童公園
28	戸神集会所	58	木刈東児童公園
29	船尾字向ノ地地先	59	大塚街区公園
30	船穂小学校	60	印西西消防署
61	中央駅前センター	101	松虫

番号	子局名称	番号	子局名称
62	高花一丁目きんでん社宅脇	102	萩原和田谷
63	高花小学校	103	萩原城の内
64	高花南児童公園	104	萩原境田
65	小倉台公園	105	吉高船戸
66	内野北児童公園	106	吉高台
67	多々羅田公園	107	吉高仲村（1）
68	内野南児童公園	108	吉高仲村（2）
69	内野2-6-1棟前	109	吉高蕪和田
70	内野2-6-16棟前	110	瀬戸雁又
71	原山小学校	111	瀬戸花台
72	高花第二団地集会所	112	瀬戸新立（1）
73	西の原小学校	113	瀬戸新立（2）
74	原小学校	114	山田西
75	西の原公園	115	山田仲井
76	浦部字大溝地先	116	山田宮後
77	鹿黒アラク山地先	117	山田木都内
78	草深字三夜脇地先	118	山田川端
79	草深字南内川地先	119	平賀北口
80	草深字仲ノ側地先	120	平賀宮前
81	松崎配水場	121	平賀古井戸前
82	武西学園台2丁目地先	122	平賀学園台（1）
83	だいもん下第3公園	123	平賀学園台（2）
84	牧の原給食センター	124	山田岩井戸
85	草深字原地先	125	瀬戸江川
86	浦幡新田字木戸前地先	126	瀬戸大川岸
87	小倉台西街区公園	127	瀬戸一本松
88	戸神台西街区公園	128	鎌苅川岸
89	すずかぜ公園	129	師戸岡台
90	印旛支所	130	岩戸川岸
91	吉田入場	131	吉田馬場台
92	吉田郷	132	岩戸市場
93	宗像中里	133	岩戸古谷
94	岩戸伊付	134	萩原飛里橋
95	岩戸西方	135	萩原株木
96	造谷	136	吉高仲村（3）
97	大廻	137	山田鶴巻（1）
98	鎌苅	138	山田鶴巻（2）
99	師戸西台	139	平賀辺田
100	岩戸三軒屋	140	平賀角崎東

番号	子局名称	番号	子局名称
141	平賀角崎	164	葉崎
142	平賀古井戸後	165	下井稲荷神社
143	印旛中学校	166	下井
144	印旛学校給食センター	167	旧第二小学校
145	いには野小学校	168	安食ト杭上
146	若萩（1）	169	安食ト杭長戸
147	若萩（2）	170	安食ト杭中
148	本埜支所	171	将監
149	滝	172	小林新田
150	竜腹寺	173	物木
151	荒野	174	みのりの広場公園
152	角田	175	ひかりの丘公園
153	辺田前	176	滝野中学校
154	第一小学校	177	滝野公園
155	戸崎	178	歩行者専用道路
156	公民館	179	みどり台
157	行徳	180	小林馬場（小林牧場北側）
158	根古屋	181	北総浄水場西側
159	押付	182	泉公園
160	甚兵衛	183	東の原公園
161	桜野	184	牧の原南街区公園
162	長門屋	185	牧の原西第2街区公園
163	和	186	鹿黒南街区公園

簡易中継

船穂コミュニティセンター
六合小学校

送受信所

印旛中学校
滝野中学校

2 印西市デジタル地域防災無線局

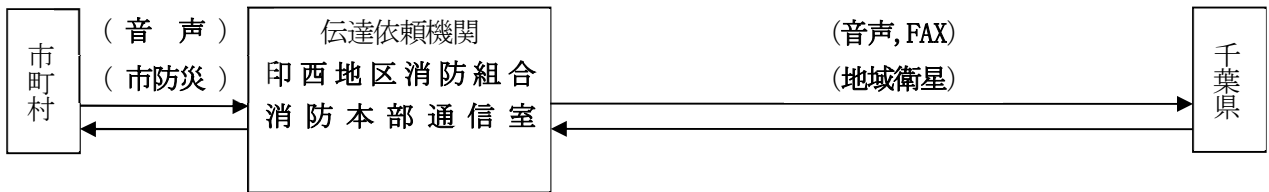
令和3年3月現在

番号	呼出名称	呼出番号	設置場所
1	ぼうさいいんざい		印西市役所防災課
2	ぼうさいいんざいみせ ちゅうけい		ふれあいセンターいんば
3	いんざい 105	105	印西市役所防災課統制台
4	いんざい 200	200	印西市役所防災課
5	いんざい 201	201	印西市教育委員会
6	いんざい 202	202	木下小学校
7	いんざい 203	203	小林小学校
8	いんざい 204	204	大森小学校
9	いんざい 205	205	船穂小学校
10	いんざい 206	206	旧永治小学校
11	いんざい 207	207	木刈小学校
12	いんざい 208	208	内野小学校
13	いんざい 209	209	原山小学校
14	いんざい 210	210	小林北小学校
15	いんざい 211	211	小倉台小学校
16	いんざい 212	212	高花小学校
17	いんざい 213	213	西の原小学校
18	いんざい 214	214	原小学校
19	いんざい 215	215	印西中学校
20	いんざい 216	216	船穂中学校
21	いんざい 217	217	木刈中学校
22	いんざい 218	218	小林中学校
23	いんざい 219	219	原山中学校
24	いんざい 220	220	西の原中学校
25	いんざい 221	221	中央公民館
26	いんざい 222	222	ふれあい文化館
27	いんざい 223	223	総合福祉センター
28	いんざい 224	224	中央駅前地域交流館
29	いんざい 225	225	小林コミュニティプラザ
30	いんざい 226	226	そうふけふれあいの里
31	いんざい 227	227	保健福祉センター
32	いんざい 228	228	印西地区消防組合消防本部
33	いんざい 229	229	松山下公園
34	いんざい 230	230	印旛支所
35	いんざい 231	231	本埜支所
36	いんざい 232	232	印旛公民館
37	いんざい 233	233	本埜公民館
38	いんざい 234	234	本埜ファミリア館(滝野出張所)
39	いんざい 235	235	六合小学校
40	いんざい 236	236	旧宗像小学校
41	いんざい 237	237	平賀小学校
42	いんざい 238	238	いこは野小学校
43	いんざい 239	239	本埜小学校
44	いんざい 240	240	旧本埜第二小学校

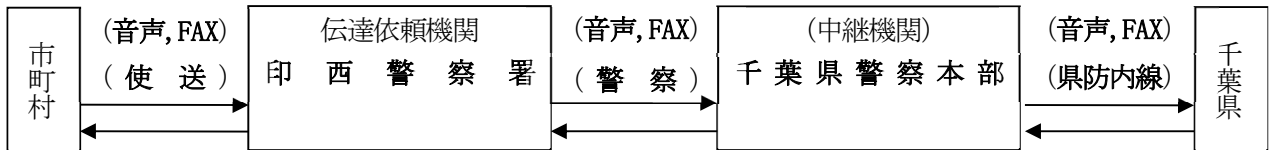
番号	呼出名称	呼出番号	設置場所
45	いんざい 241	241	滝野小学校
46	いんざい 242	242	印旛中学校
47	いんざい 243	243	本埜中学校
48	いんざい 244	244	滝野中学校
49	いんざい 245	245	牧の原小学校
50	いんざい 300	300(車携帯型)	印西市役所防災課
51	いんざい 301	301(車携帯型)	印西市役所水道課
52	いんざい 302	302(車携帯型)	印西市役所建設課
53	いんざい 303	303(車携帯型)	印西市役所土木管理課
54	いんざい 304	304(車携帯型)	印西市役所印旛支所
55	いんざい 305	305(車携帯型)	印西市役所本埜支所
56	いんざい 400	400(携帯型)	印西市役所防災課
57	いんざい 401	401(携帯型)	印西市役所防災課
58	いんざい 402	402(携帯型)	印西市役所防災課
59	いんざい 403	403(携帯型)	印西市役所防災課
60	いんざい 404	404(携帯型)	印西市役所防災課
61	いんざい 405	405(携帯型)	印西市役所水道課
62	いんざい 406	406(携帯型)	印西市役所下水道課
63	いんざい 407	407(携帯型)	印西市役所下水道課
64	いんざい 408	408(携帯型)	印西市役所建設課
65	いんざい 409	409(携帯型)	印西市役所建設課
66	いんざい 410	410(携帯型)	印西市役所建設課
67	いんざい 411	411(携帯型)	印西市役所土木管理課
68	いんざい 412	412(携帯型)	印西市役所土木管理課
69	いんざい 413	413(携帯型)	印西市役所土木管理課
70	いんざい 414	414(携帯型)	印西市役所都市整備課
71	いんざい 415	415(携帯型)	印西市役所都市整備課
72	いんざい 416	416(携帯型)	印西市役所社会福祉課
73	いんざい 417	417(携帯型)	印西市役所健康増進課
74	いんざい 418	418(携帯型)	印西市役所教育総務課
75	いんざい 419	419(携帯型)	印西市役所生涯学習課
76	いんざい 420	420(携帯型)	印西市役所印旛支所
77	いんざい 421	421(携帯型)	印西市役所印旛支所
78	いんざい 422	422(携帯型)	印西市役所印旛支所
79	いんざい 423	423(携帯型)	印西市役所本埜支所
80	いんざい 424	424(携帯型)	印西市役所本埜支所
81	いんざい 425	425(携帯型)	印西市役所本埜支所
82	いんざい 501	501(携帯型)	船穂コミュニティセンター (簡易中継局)
83	いんざい 502	502(携帯型)	船穂コミュニティセンター (簡易中継局)
84	いんざい 503	503(携帯型)	小林コミュニティプラザ (簡易中継局)
85	いんざい 504	504(携帯型)	小林コミュニティプラザ (簡易中継局)

2-2 非常通信体制

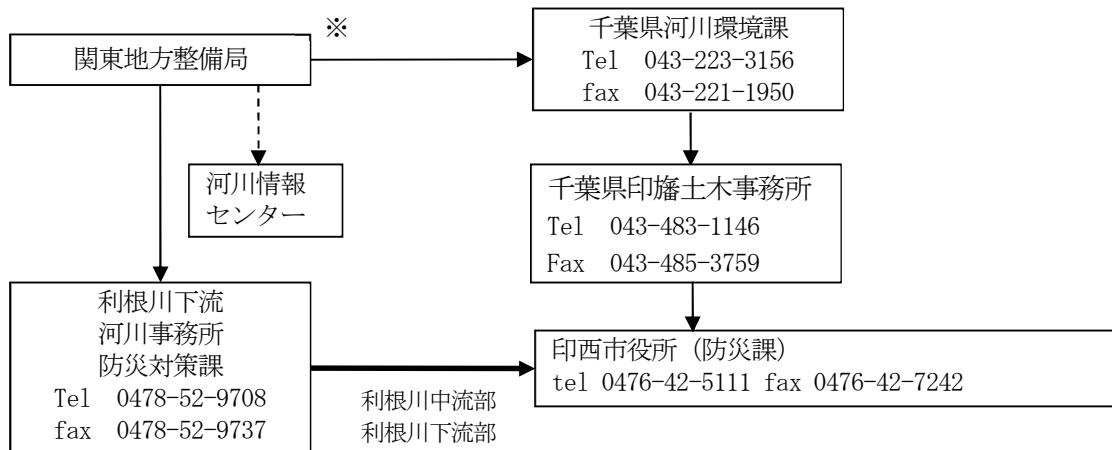
第1経路



第2経路



2-3 洪水予報伝達系統図



凡例 **——** 基本系
..... 補助系

※は、河川情報センターの端末機を設置している機関であり、
 端末機から情報を得ることができる。

3 防災組織関連

3-1 自主防災組織一覧

地区名	No.	組織名	母体団体	設立年月日
木下地区	1	上町自主防災会	上町町内会	平成7年10月1日
	2	下町自主防災会	下町町内会	平成9年7月22日
	3	木下東自主防災会	木下東町会	平成12年1月4日
	4	幸町自主防災会	幸町町内会	平成13年1月7日
	5	平岡自主防災会	平岡町内会	平成14年1月28日
	6	宗甫・鳴沢自主防災会	宗甫町内会	平成21年11月7日
小林地区	7	小林牧の里南自主防災会	牧の里南町内会	平成6年4月17日
	8	牧の里西自主防災会	牧の里西町内会	平成8年4月7日
	9	小林牧の里中防災会	牧の里中町内会	平成10年4月5日
	10	牧の里東町内会自主防災会	牧の里東町内会	平成12年10月16日
	11	砂田自主防災会	砂田町内会	平成16年7月1日
	12	馬場自主防災会	馬場町内会	平成19年6月27日
大森地区	13	小林台方自主防災会	小林台方町内会	平成21年10月31日
	14	七畝割自主防災会	七畝割町内会	平成7年4月22日
	15	六軒第二町内会自主防災会	六軒第二町内会	平成16年12月20日
	16	大森第1町内会自主防災会	大森第一町内会	平成19年6月15日
	17	六軒仲町自主防災会	六軒第三町内会	平成20年10月26日
船穂地区	18	西埜原自主防災会	西埜原町内会	平成24年4月1日
	19	松崎自主防災会	松崎第1.2.3.5.三郷町内会	平成7年5月27日
草深地区	20	船尾1町内会自主防災会	船尾1町内会	平成20年10月1日
	21	原自主防災会	原町内会	平成8年10月12日
木刈地区	22	草深砂久保自治会自主防災組織	草深砂久保自治会	平成24年6月20日
	23	木刈4丁目自主防災部会	木刈四丁目自治会	平成11年1月24日
	24	木刈1丁目町内会防災会	木刈一丁目町内会	平成11年4月1日
	25	ガーデンハウス木刈自主防災会	ガーデンハウス木刈自治会	平成12年4月9日
	26	木刈六丁目防災会	木刈六丁目自治会	平成13年5月20日
	27	木刈三丁目自主防災会	木刈3丁目町内会	平成14年6月30日
	28	ファーストアベニュー木刈団地防災委員会	ファーストアベニュー木刈団地自治会	平成15年12月18日
	29	セカンドアベニュー木刈団地自主防災委員会	セカンドアベニュー木刈団地自治会	平成16年2月14日
	30	大塚3丁目自主防災会	大塚三丁目町内会	平成18年4月2日
	31	木刈五丁目自主防災会	木刈五丁目自治会	平成21年10月1日
	32	牧の木戸一丁目自治会自主防災会	牧の木戸一丁目自治会	平成23年1月16日
小倉台地区	33	木刈7丁目自主防災会	木刈七丁目自治会	平成25年6月12日
	34	サードスクエア小倉台団地自主防災会	サードスクエア小倉台団地自治会	平成8年5月19日
	35	ファーストスクエア小倉台自主防災会	ファーストスクエア小倉台自治会	平成9年6月30日
	36	小倉台アビック21合同防災委員会	小倉台アビック21自治会	平成10年2月1日
	37	セカンドスクエア小倉台団地自主防災会	セカンドスクエア小倉台団地管理組合	平成10年5月31日
	38	千葉ニュータウン中央ネオックス自主防災会	千葉ニュータウン中央ネオックス自治会	平成10年11月15日

地区名	No.	組織名	母体団体	設立年月日
	39	トリアス自主防災会	トリアス自治会	平成13年2月15日
内野地区	40	内野西団地自主防災会	内野西団地自治会	平成6年4月24日
	41	千葉ニュータウン内野南第一団地管理組合防災委員会	千葉ニュータウン内野南第一団地管理組合	平成10年5月24日
	42	内野中央団地防災委員会	内野中央団地自治会	平成10年5月31日
	43	内野東団地自主防災会	内野東団地自治会	平成11年4月25日
	44	内野南第二団地自主防災会	内野南第二団地町内会	平成13年2月17日
	45	内野町内防災会	内野町内会	平成21年10月26日
	46	戸神台自治会防災会	戸神台自治会	平成25年1月15日
	47	戸神台東自治会防災会	戸神台東自治会	平成26年5月2日
	48	戸神台二丁目自主防災会	戸神台二丁目自治会	平成26年10月21日
	49	ローレルスクエア千葉ニュータウン中央自主防災会	ローレルスクエア千葉ニュータウン中央自治会	平成26年5月13日
	50	ブライトビューテラス自主防災会	ブライトビューテラス千葉NT中央管理組合	平成31年2月16日
	51	センティス自主防災会	センティス管理組合	平成27年7月8日
	52	レーベン千葉ニュータウン中央 THE PREMIUM 自主防災組織	レーベン千葉ニュータウン中央 THE PREMIUM 管理組合	令和元年5月25日
53	ザ・レジデンス千葉ニュータウン中央自主防災会	ザ・レジデンス千葉ニュータウン中央管理組合	令和3年10月14日	
原山地区	54	コロネード原山町内会自主防災委員会	コロネード原山町内会	平成11年7月25日
	55	原山西町内会自主防災組織	原山西町内会	平成12年3月31日
	56	原山中央団地自主防災会	原山中央自治会	平成13年5月13日
	57	原山町内会自主防災会	原山町内会	平成14年6月9日
	58	原山花の丘自主防災会	原山花の丘自治会	平成20年9月1日
高花地区	59	高花三丁目自主防災会	高花三丁目自治会	平成7年7月1日
	60	高花6丁目東自治会自主防災委員会	高花六丁目東自治会	平成7年9月24日
	61	高花五丁目防災防犯会	高花五丁目自治会	平成7年9月30日
	62	高花6丁目西自主防災会	高花六丁目西自治会	平成7年11月1日
	63	高花2丁目自主防災会	高花二丁目自治会	平成8年9月1日
	64	ルミナス高花防災委員会	ルミナス高花町内会	平成8年11月1日
	65	高花自主防災会	高花町内会	平成9年2月1日
	66	千葉ニュータウン高花第二団地管理組合防災委員会	高花四丁目町内会	平成12年12月10日
	67	高花2丁目北防災会	高花二丁目北自治会	平成14年4月21日
	68	高花1丁目自主防災会	高花一丁目自治会	平成17年10月10日
西の原地区	69	西の原一丁目団地自主防災会	西の原一丁目団地自治会	平成9年6月19日
	70	西の原ハイム自主防災会	西の原ハイム自治会	平成10年3月1日
	71	桜苑西の原自主防災会	桜苑西の原自治会	平成10年7月11日
	72	西の原2丁目自主防災会	西の原二丁目団地自治会	平成12年6月1日
	73	オーベル西の原自治防災会	オーベル西の原自治会	平成13年3月22日
	74	ガーデンコート西の原自治防災会	ガーデンコート西の原自治会	平成15年4月6日
	75	グリーンコンフォート自主防災会	グリーンコンフォート自治会	平成26年11月1日
原地区	76	アペックス防災会	アペックス自治会	平成13年6月24日
	77	アバンドーネ原5番街自主防災会	アバンドーネ原5番街自治会	平成16年12月19日
	78	ルミエラガーデンズ自治会自主防災会	ルミエラガーデンズ自治会	平成19年9月9日

地区名	No.	組織名	母体団体	設立年月日
	79	レイディアントシティ印西牧の原コミュニティクラブ	レイディアントシティ印西牧の原コミュニティクラブ	平成23年6月5日
	80	サングランデ印西牧の原ドアシティ自主防災組織	サングランデ印西牧の原ドアシティ自治会	平成25年8月23日
	81	ディアランド自主防災会	ディアランド自治会	平成26年4月1日
本埜第二	82	酒直ト杭自主防災会	酒直ト杭自治会	平成25年9月5日
滝野地区	83	滝野四丁目自主防災会	滝野4丁目自治会	平成18年3月26日
	84	滝野一・二丁目自主防災会	滝野1・2丁目自治会	平成23年7月2日
	85	滝野6丁目自治会（杜の会）自主防災会	滝野6丁目自治会（杜の会）	平成30年9月1日
	86	滝野五丁目自主防災会	滝野五丁目自治会	令和元年8月16日
平賀地区	87	平賀学園台自主防災会	平賀学園台自治会	平成8年11月1日
六合地区	88	吉高台団地自治会自主防災会	吉高台団地自治会	平成2年4月1日
いには野地区	89	いには野美瀬自治会自主防災部	いには野美瀬自治会	平成22年4月4日
	90	若萩二丁目みなみ会自主防災会	若萩2丁目みなみ会	平成23年11月1日
	91	エストリオ自主防災会	エストリオいには野自治会	平成25年6月1日
	92	ウエルガーデン自主防災会	舞姫ウエルガーデン管理組合	平成24年6月1日
	93	若萩おむすび自主防災会	若萩おむすび自治会	平成27年4月1日
	94	わかいち東自主防災会	わかいち東自治会	平成27年4月26日
牧の原地区	95	牧の原5丁目自主防災会	牧の原5丁目自治会	平成27年10月17日
	96	牧の原4丁目東地区防災委員会	牧の原4丁目東地区自治会	平成29年11月30日
	97	武西学園台3丁目自主防災会	武西学園台3丁目自治会	平成30年8月18日

4 医療関係

4-1 災害拠点病院

災害拠点病院とは、大規模災害時など通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合に、被災地からの重症患者の受入機能、救護班の派遣機能などを備え、広域的な医療活動の拠点となる医療機関である。

災害拠点病院は、2次医療圏毎に指定され様々な災害医療の機能を要求される「地域災害医療センター」と、これらの機能を強化し要員の訓練・研修機能を有する「基幹災害医療センター」からなる。

○基幹：基幹災害医療センター 4か所

○地域：地域災害医療センター 22か所

区分	2次医療圏名	医療機関名	電話番号
基幹	印旛	日本医科大学千葉北総病院	0476-99-1111
基幹	香取海匝	総合病院国保旭中央病院	0479-63-8111
基幹	君津	国保直営総合病院君津中央病院	0438-36-1071
基幹	安房	鉄蕉会亀田総合病院	04-7092-2211
地域	千葉	千葉大学医学部附属病院	043-222-7171
地域	千葉	千葉県救急医療センター	043-279-2211
地域	千葉	千葉市立海浜病院	043-277-7711
地域	千葉	千葉市立青葉病院	043-227-1131
地域	千葉	国立病院機構千葉医療センター	043-251-5311
地域	東葛南部	船橋市立医療センター	047-438-3321
地域	東葛南部	東京歯科大学市川総合病院	047-322-0151
地域	東葛南部	順天堂大学医学部附属浦安病院	047-353-3111
地域	東葛南部	東京女子医科大学八千代医療センター	047-450-6000
地域	東葛南部	東京ベイ・浦安市川医療センター	047-351-3101
地域	東葛南部	千葉県済生会習志野病院	047-473-1281
地域	東葛北部	松戸市立総合医療センター	047-363-2171
地域	東葛北部	千葉西総合病院	047-384-8111
地域	東葛北部	東京慈恵会医科大学附属柏病院	04-7164-1111
地域	印旛山武	成田赤十字病院	0476-22-2311
地域	印旛	東邦大学医療センター佐倉病院	043-462-8811
地域	山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	0475-50-1199
地域	香取海匝	千葉県立佐原病院	0478-54-1231
地域	市原	帝京大学ちば総合医療センター	0436-62-1211
地域	市原	千葉県循環器病センター	0436-88-3111
地域	市原	労働者安全機構千葉労災病院	0436-74-1111
地域	安房	安房地域医療センター	0470-25-5111

4-2 県立病院

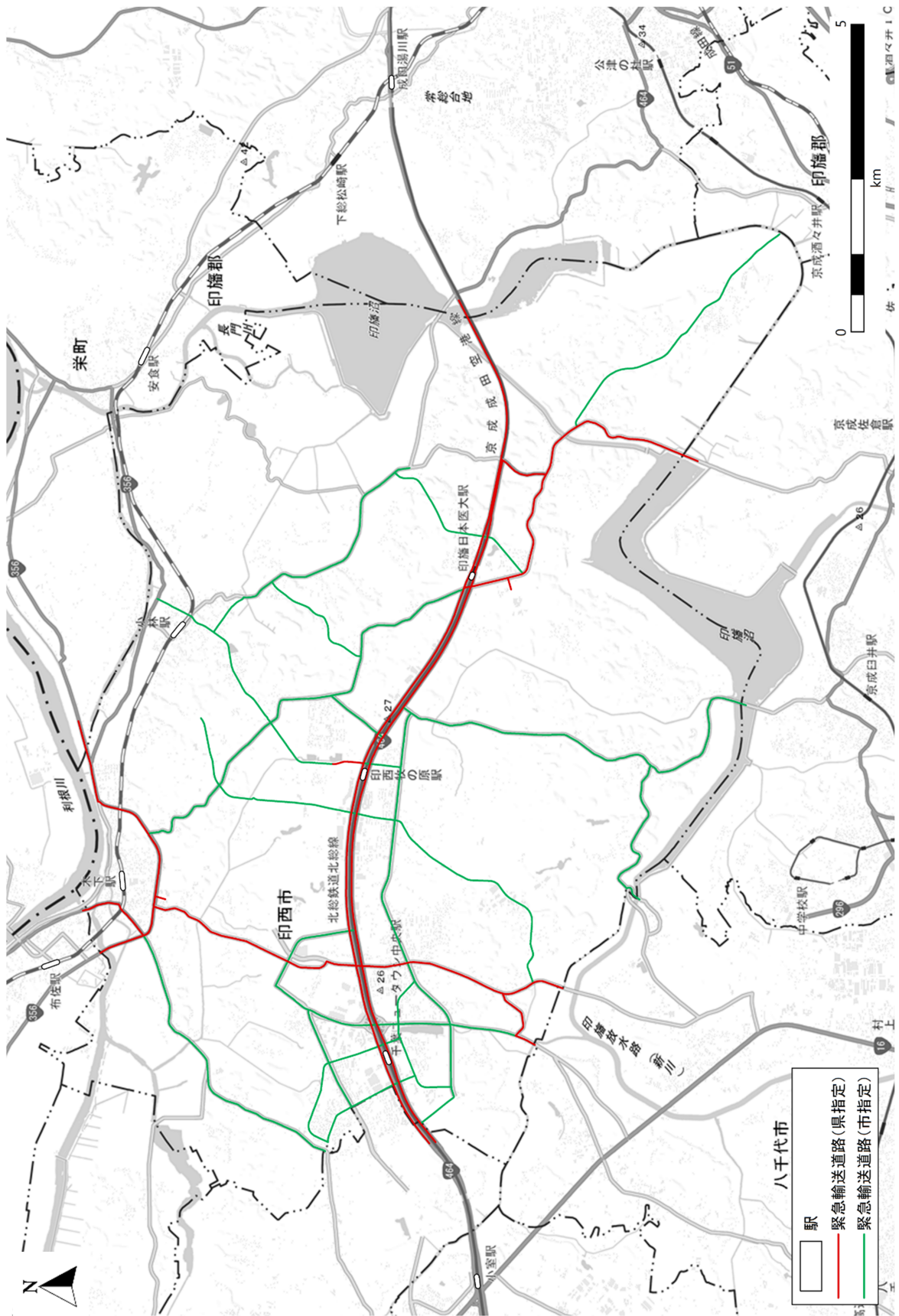
医療機関名	所在地	電話番号
千葉県がんセンター	千葉市中央区仁戸名町 666-2	043-264-5431
千葉県救急医療センター	千葉市美浜区磯辺 3-32-1	043-279-2211
千葉県精神科医療センター	千葉市美浜区豊砂 5	043-276-1361
千葉県こども病院	千葉市緑区辺田町 579-1	043-292-2111
千葉県循環器病センター	市原市鶴舞 575	0436-88-3111
千葉県立佐原病院	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231

5 輸送関係

5-1 緊急輸送道路一覧

指定	No.	路線名	種別	距離(km)
県	1	一般国道 356 号 (銚子市三軒町←→我孫子市新富)	1次路線	106.6 (市内 4.5)
	2	一般国道 464 号 (松戸市松戸←→成田市並木町)	1次路線	42.7 (市内 17.2)
	3	主要地方道千葉竜ヶ崎線 (八千代市米本←→印西市大森)	1次路線	10.7 (市内 7.1)
	4	主要地方道船橋印西線 (八千代市新木戸←→印西市船尾)	2次路線	6.1 (市内 1.2)
	5	主要地方道佐倉印西線 (佐倉市田町←→印西市瀬戸)	2次路線	6.8 (市内 1.9)
	6	市道 00-024 号線 (印西市牧の原 1-1-1←→同市牧の原 4-3054-4)	2次路線	0.5
	7	市道 00-028 号線 (印西市牧の原 5-110←→同市牧の原 5-1612-5)	2次路線	0.2
	8	市道 08-219 号線 (印西市大森 2531-2←→同市大森 2535)	2次路線	0.1
	9	弥子沢・遠蓮線 (印西市鎌苅 2098-4←→同市鎌苅 2098-4)	2次路線	0.1
市	1	主要地方道市川印西線	主要地方道	5.0
	2	主要地方道船橋印西線	主要地方道	4.9
	3	主要地方道千葉臼井印西線	主要地方道	12.5
	4	主要地方道佐倉印西線	主要地方道	8.9
	5	主要地方道鎌ヶ谷本埜線	主要地方道	0.9
	6	一般県道印西印旛線	一般県道	3.5
	7	一般県道千葉ニュータウン北環状線	一般県道	3.0
	8	一般県道千葉ニュータウン南環状線	一般県道	6.7
	9	一般県道八千代宗像線	一般県道	2.6
	10	市道 00-005 号線	市道	2.1
	11	市道 00-012 号線	市道	0.2
	12	市道 00-015 号線	市道	0.7
	13	市道 00-016 号線	市道	2.1
	14	市道 00-020 号線	市道	0.7
	15	市道 00-021 号線の一部	市道	0.3
	16	市道 00-023 号線の一部	市道	1.5
	17	市道 00-024 号線	市道	1.5
	18	市道 00-025 号線	市道	1.2
	19	市道 00-026 号線	市道	3.9
	20	市道 00-029 号線	市道	1.5
	21	市道 00-031 号線の一部	市道	2.8

	22	市道 00-032 号線	市道	1.1
	23	市道 00-033 号線	市道	0.9
	24	物木・滝線	市道	1.6
	25	山田・平賀線	市道	4.8
	26	ニュータウン・萩原線	市道	1.2
	27	下池・三度山線	市道	2.0
	28	長作台・遠蓮線	市道	1.7



5-2 ヘリコプター臨時離発着場適地

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者	広 さ		備 考
	地名・地番	座 標		幅×長 さ (m)	区 分	
松山下公園 陸上競技場	浦部 275	N35, 49, 17 E140, 7, 10	市長	100× 70	中	
東京電機大学千葉ニュータウン キャンパス (臨時駐車場)	武西学園台 2-1200	N35, 47, 28 E140, 06, 32	学校法人 東京電機 大学理事 長	130× 100	大	
印旛中央公園(運動多目的広場)	瀬戸 1512	N35, 40, 51 E140, 13, 31	市長	100× 40	中	ナイター用 照明柱有り
本埜スポーツプラザ (球技場)	中根 1412	N35, 48, 27 E140, 12, 07	市長	110× 55	中	ナイター用 照明柱有り
滝野公園 (多目的広場)	滝野 4-2	35, 48, 16 140, 10, 29	市長	90×90	中	
順天堂大学さくらキャンパス (多目的運動場)	平賀学園台 1-1	N35, 44, 42 E140, 15, 19	学校法人 順天堂	140× 55	中	
平岡自然公園 グラウンド	平岡 1554	N35, 49, 45 E140, 10, 27	印西地区 環境整備 事業組合	123× 82	大	

6 食料・物資関係

6-1 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包装	量 目	等級	数量 (キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び地方消費税の相当額										
合計										

内訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主用米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、賃借その他売買目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあつては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあつては、年14.60パーセント、違約金にあつては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあつてもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合。
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であつて、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

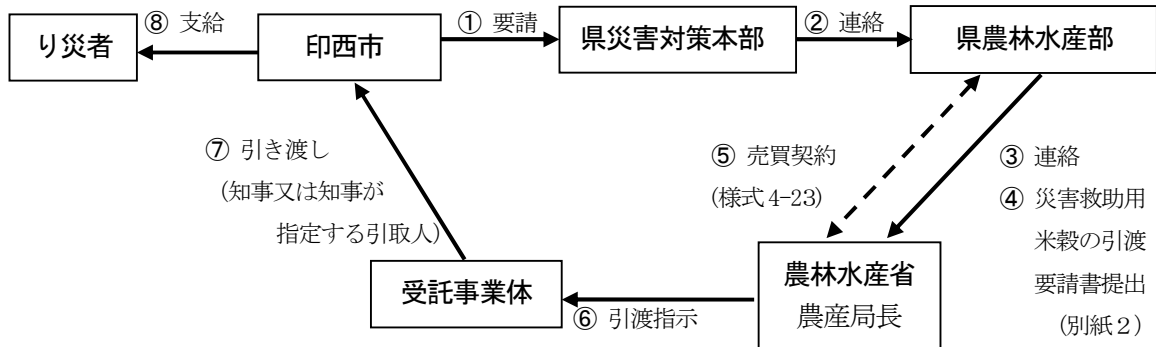
甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 印

乙 住所
氏名 印

6-2 政府所有米穀の受渡し系統図

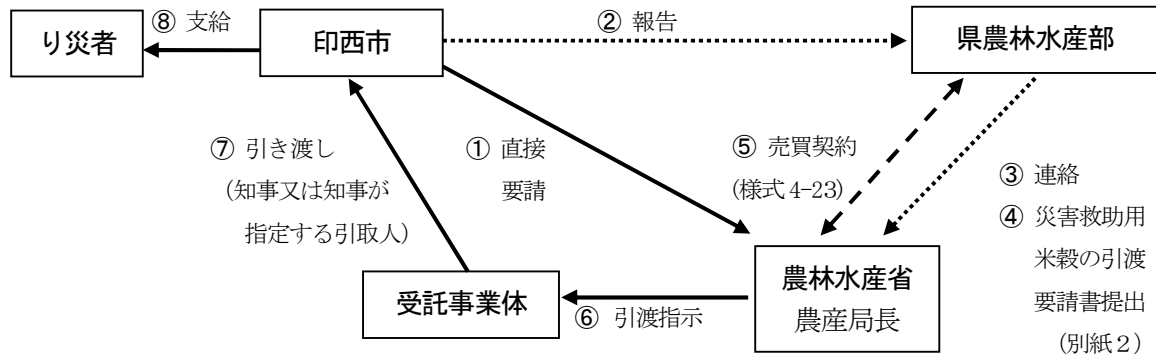
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。

I 市町村からの要請を受け、県が農林水産省農産局長に要請する場合



II 直接、市町村が農林水産省農産局長に要請する場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



6-3 市の物資等備蓄品

品目区分	品目名
物資(食料・飲料)	クラッカー
	アルファ化米
	ソフトパン
	保存用ラーメン
	非常用飲料水
	粉ミルク等
物資(避難・生活用品)	給水袋
	炊飯袋
	トイレトペーパー
	真空毛布
	真空パクタオル
	懐中電灯
	哺乳瓶
	紙おむつ(幼児用)
	紙おむつ(高齢者用)
	女性用生理用品
	えんぴつ
	えんぴつ削り
	入所・退所カード
	物資(医薬品・医療品)
資機材(避難・生活)	組立式煮炊きレンジ
	簡易組立トイレ
	簡易組立トイレ予備便槽
	携帯型トイレ
	簡易更衣室
	マンホール用簡易組立てトイレ
	マルチトイレ(車椅子対応型)
	トイレ用巾着袋
	浄水器
	ガソリン携行缶
	ワンタッチパーテーション(間仕切り:部屋)
	大型扇風機
	ラジオ
	ひしゃく
	スコッチコーン
	コーンバー
	大ハンマー
	スコップ
	コードリール
	ブルーシート
	パーソナルテント

品目区分	品目名
資機材(救出・救護・消火)	担架
	救出救助資機材セット
	各種救助用資機材
	車椅子
資機材(共通・その他)	拡声器サイレン付
	誘導灯
	リヤカー
	コードリール
	投光機
	バルーン投光機
	発電機
	蓄電池
	ブルーシート
	土のう袋
	トラロープ
	乾電池
	軍手
	アルミロールマット
防災テント	

6-4 水防倉庫・水防資機材一覧

平成31年4月1日現在

水防倉庫名	設置場所	水防資材	水防機材			
竹袋 水防倉庫	印西市竹袋 1921 地先官堤 設置年月日 平成元年 3月 25日 面積：33 m ²	土のう袋(枚)	6000	スコップ(丁) 50 万能(丁) ペンチ(丁) 1		
		縄(kg)	44(玉)	オノ(丁) 鋸(丁) 2 掛矢(丁) 10		
		丸太・杭(本)	106	くわ(丁) 鎌(丁) 縄切 10 無線機(台)		
		鉄線(Kg)	75	照明器具(台) 懐中電灯(台) 3		
		むしろ張りシート(枚)	60	その他 鉄ハンマー 18 モッコ 10		
		パイル(本)	350	カナヅチ 1 バール 1		
		水防活動人員(名)				
		消防団員 322	畳(枚)	58	シノ 1 番線カッター 1	
		水防倉庫名	設置場所	水防資材	水防機材	
		平岡 水防倉庫	印西市平岡 234-1 地先官堤 設置年月日 平成3年 3月 26日 面積：33 m ²	土のう袋(枚)	7000 大型 土のう 50	スコップ(丁) 100 万能(丁) ペンチ(丁) 3
				縄(kg)	33(玉)	オノ(丁) 鋸(丁) 5 掛矢(丁) 20
丸太・杭(本)	200			くわ(丁) 鎌(丁) 縄切 30 無線機(台)		
鉄線(Kg)	75			照明器具(台) 懐中電灯(台) 5		
むしろ張りシート(枚)	60			その他 鉄ハンマー 50 モッコ 20		
パイル(本)	500			カナヅチ 3 バール 3		
水防活動人員(名)						
消防団員 322	畳(枚)			90	シノ 5 番線カッター 3 塩ビ 2	

※出典：印旛利根川水防事務組合「令和元年度水防実施計画書」(抜粋)

水防用土砂採取可能箇所一覧表

出張所名	河川名	左・右岸別	杵杭位置	地名	土量 (m ³)
安食出張所	利根川	右	75.0k 下 50m	千葉県印西市大森地先	100
安食出張所	利根川	右	74.25k	〃 木下地先	2,500

※出典：国土交通省利根川下流河川事務所洪水対策計画書（抜粋）

6-5 給水拠点

番号	施設名	住所
1	平賀地区耐震性井戸付貯水槽	印西市平賀9 2 8 番地
2	印旛支所耐震性井戸付貯水槽	印西市美瀬1 - 2 5
3	印西市役所防災井戸	印西市大森2 3 6 4 - 2
4	平岡配水場	印西市別所6 1 - 1
5	松崎配水場	松崎台1 - 9
6	北総浄水場	印西市竜腹寺2 9 6
7	牧の原耐震性貯水槽	印西市牧の原2 丁目 3
8	木刈中学校災害用井戸	木刈二丁目1 番地
9	高花小学校災害用井戸	高花二丁目4 番地
10	原山中学校災害用井戸	原山一丁目2 番地
11	西の原中学校災害用井戸	西の原一丁目3 番地
12	小林中学校災害用井戸	小林大門下一丁目4 番地 1
13	印西中学校災害用井戸	大森 2244 番地

6-6 印西市消防団器具庫所在地

第1方面隊

分団名	所在地	備考
第1分団第1部	木下1 3 8 8 - 5	詰所
第1分団第2部	竹袋1 4 0 - 1	詰所
第1分団第3部	平岡1 1 6 5 - 1	詰所
第1分団第4部	別所6 2 5	詰所
第2分団第5部	小林2 7 1 1 - 3	詰所
第2分団第6部	小林1 9 9 8 ・ 2 0 0 5	詰所
第2分団第7部	小林4 0 9 4 - 2 ・ 4 0 9 4 - 3	詰所
第3分団第8部	大森字七畝割4 3 7 1 - 1 0	詰所
第3分団第9部	大森字原の宿2 3 2 0 - 2	詰所
第3分団第10部	大森字古新田4 2 5 - 1	詰所
第3分団第11部	鹿黒字堀込3 9 4	詰所
第4分団第12部	大森字中の口4 6 2 0 - 1 ・ 4 6 2 0 - 2	詰所
第4分団第13部	発作字中島6 9 6 - 6	詰所
第4分団第14部	亀成字水神前2 4 0 - 3	詰所

第2方面隊

分団名	所在地	備考
第5分団第1部	武西字台158-2	詰所
第5分団第2部	戸神字堂ノ下869	詰所
第5分団第3部	船尾字鴻ノ巣763-2	詰所
第5分団第4部	松崎字中郷382-2	詰所
第5分団第5部	結縁寺字北ノ内535-1	詰所
第6分団第6部	草深字蛭沼66-8	詰所
第6分団第7部	草深字原2531-14	詰所
第7分団第8部	浦部字出口1166-3	詰所
第7分団第9部	浦部字神保台1962-1	詰所
第7分団第10部	和泉字台885-1	詰所
第7分団第11部	和泉字寺971-1	詰所
第7分団第12部	浦部字南山1216-1	詰所

第3方面隊

分団名	所在地	備考
第8分団第1部	瀬戸1080	詰所
第8分団第2部	山田字宮前93-1	器具庫
第8分団第3部	平賀字古井戸原926	器具庫
第9分団第4部	吉高字若作965-2-2	器具庫
第9分団第5部	萩原字辺田谷1404-2	器具庫
第9分団第6部	松虫17-2	器具庫
第10分団第7部	師戸字西ノ下1486-1	器具庫
第10分団第8部	鎌苅字作尻542	器具庫
第11分団第9部	造谷字大正寺657-2	詰所
第11分団第10部	岩戸字宮坂1616-1	器具庫
第11分団第11部	吉田1600-1	詰所

第4方面隊

分団名	所在地	備考
第12分団第1部	中根840	器具庫
第12分団第2部	笠神779-2	器具庫
第13分団第4部	滝317-2	器具庫
第13分団第5部	竜腹寺652-1	器具庫
第13分団第6部	荒野457	器具庫
第14分団第7部	酒直卜杭116	器具庫
第14分団第8部	将監188-6	器具庫
第14分団第9部	行徳21	器具庫

7 避難関連

7-1 広域避難場所（指定緊急避難場所）

広域避難場所は、市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する避難場所である。公園や公共空地等を指定する。

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	震 災	風 水 害
1	千葉県立北総花の丘公園	原山一丁目 12 番地 1	47-4030	○	○
2	東京電機大学 千葉ニュータウンキャンパス	武西学園台二丁目 1200 番地	46-4111	○	○
3	松山下公園	浦部 275 番地	42-8417	○	○

7-2 指定避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失ったものまたは居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所である。学校等を指定する。

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	震 災	風 水 害
1	木下小学校	木下 1502 番地	42-2607	○	○
2	小林小学校	小林 2448 番地 2	42-4311	○	○
3	大森小学校	大森 3350 番地	42-2089	○	
4	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023	○	○
5	旧永治小学校	浦部 557 番地	—	○	○
6	木刈小学校	木刈二丁目 6 番地	46-1755	○	○
7	内野小学校	内野一丁目 1 番地	46-1781	○	○
8	原山小学校	原山三丁目 4 番地	46-1701	○	○
9	小林北小学校	小林北五丁目 1 番地 5	97-1100	○	
10	小倉台小学校	小倉台二丁目 3 番地	46-5711	○	○
11	高花小学校	高花二丁目 4 番地	46-6211	○	○
12	西の原小学校	西の原二丁目 7 番地	45-0150	○	○
13	原小学校	原三丁目 5 番地	45-8611	○	○
14	印西中学校	大森 2244 番地	42-3151	○	○
15	船穂中学校	高花一丁目 3 番地	46-0021	○	○
16	木刈中学校	木刈二丁目 1 番地	46-1751	○	○
17	小林中学校	小林大門下一丁目 4 番地 1	97-3100	○	○
18	原山中学校	原山一丁目 2 番地	46-6911	○	○
19	西の原中学校	西の原一丁目 3 番地	45-0160	○	○
20	そうふけふれあいの里	草深 924 番地	47-4700	○	○
21	平岡自然の家	平岡 1554 番地	42-1008	○	○
22	六合小学校	瀬戸 1580 番地	98-0006	○	○
23	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地	—	○	○
24	平賀小学校	平賀 1161 番地 2	98-1151	○	○
25	いこは野小学校	若萩三丁目 9 番地	98-2080	○	○
26	印旛中学校	舞姫二丁目 1 番地 1	98-0711	○	○
27	本埜小学校	中根 1281 番地 2	97-0035	○	○
28	旧本埜第二小学校	笠神 1745 番地	—	○	
29	滝野小学校	滝野五丁目 1 番地	97-1977	○	○
30	本埜中学校	笠神 250 番地	97-0009	○	○
31	滝野中学校	滝野五丁目 2 番地	97-1988	○	○
32	牧の原小学校	牧の原三丁目 1 番地 1	29-5560	○	○

7-3 特別避難所

特別避難所は、以下に掲げる目的等のため、市長が必要と認めた場合に開設する。

- (1) 福祉避難所として、要配慮者に対する特別な配慮をするため
- (2) 土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するため

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	震 災	風 水 害	土 砂 災 害
1	総合福祉センター	竹袋 614 番地 9	42-0144	○		
2	中央公民館	大森 3934 番地 1	42-2911	○		
3	中央駅前地域交流館	中央南一丁目 2 番地	46-5111	○	○	
4	小林コミュニティプラザ	小林北五丁目 1 番地 6	97-0003	○		
5	ふれあい文化館	原三丁目 4 番地	45-3800	○	○	
6	中央駅北コミュニティセンター (フレンドリープラザ)	木刈四丁目 3 番地 1	46-8611	○	○	
7	中央駅南コミュニティセンター (サザンプラザ)	原山三丁目 3 番地	45-0611	○	○	
8	永治コミュニティセンター	浦部 411 番地 3	42-1101	○	○	
9	船穂コミュニティセンター	船尾 786 番地 1	48-5311	○	○	
10	ふれあいセンターいんば	美瀬一丁目 25 番地	98-1111	○	○	○
11	本埜公民館	中根 1375 番地	97-2011	○	○	○
12	宮内青年館	浦部 1430 番地 3				○
13	和泉会館	和泉 885 番地 1				○
14	松崎中央会館	松崎 396 番地				○
15	小林小学校	小林 2448 番地 2	42-4311			○
16	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地				○
17	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023			○
18	大森ふれあい会館	大森 2646 番地 8				○
19	平賀地区構造改善センター	平賀 928 番地				○

7-4 市が指定する一時避難場所

災害時の危険を回避するため、市は一時的に避難する避難場所として近隣公園以上の規模を有する公園を一時避難場所として指定する。

また、町内会・自治会等や自主防災組織は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。

No.	公園名	種別	所在	所在地	面積(ha)	供用開始
1	松山下公園	総合	浦部	浦部275番地	14.06	S63.4.1
2	本埜スポーツプラザ	運動	中根	中根1362番地2他	5.71	H4.8.23
3	印旛中央公園	地区	瀬戸	瀬戸1504番地1他	4.12	S56.4.1
4	印旛西部公園	地区	岩戸	岩戸2869番地他	5.40	H9.3.31
5	松虫姫公園	地区	舞姫	舞姫三丁目2号1番地他	7.46	H17.4.3
6	牧の原公園	地区	牧の原	牧の原五丁目1613番地1他	5.76	H11.3.31
7	泉公園	地区	泉野	泉野三丁目102番地	2.42	H25.4.1
8	浅間山公園	近隣	小林	小林浅間三丁目1番地10	2.00	S58.4.1
9	高花公園	近隣	高花	高花五丁目4番地	2.20	S61.3.31
10	多々羅田公園	近隣	内野	内野一丁目10番地1	2.48	S63.3.31
11	浦幡新田公園	近隣	木刈	浦幡新田283番地1	2.25	H5.2.15
12	西の原公園	近隣	西の原	西の原一丁目4番地	2.00	H8.6.3
13	草深公園	近隣	原	原二丁目4番地	2.00	H10.3.31
14	大塚前公園	近隣	小倉台	小倉台一丁目385番地他	2.05	H14.8.1
15	木下万葉公園	近隣	木下	木下字平台1944番地他	2.72	H17.11.21
16	松崎台公園	近隣	松崎台	松崎台一丁目23番地	2.42	H20.5.1
17	萩原公園	近隣	若萩	若萩四丁目1番地	2.16	H17.4.3
18	滝野公園	近隣	滝野	滝野四丁目2番地1	2.50	H10.4.1
19	東の原公園	近隣	東の原	東の原三丁目	2.10	H26.4.4
20	別所谷津公園	近隣	牧の原	牧の原三丁目2番地	2.70	H27.4.1
21	木下交流の杜公園	近隣	木下	木下字平台804番地	2.90	H30.4.2

8 条例・基準等

8-1 印西市防災会議条例

昭和40年1月29日

条例第1号

改正	平成2年3月13日条例第15号	平成5年3月26日条例第12号
	平成8年3月26日条例第5号	平成8年9月17日条例第10号
	平成9年6月27日条例第30号	平成12年3月15日条例第9号
	平成24年10月4日条例第20号	

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、印西市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 印西市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第7号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月13日条例第15号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日条例第12号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月17日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月27日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の印西市防災会議条例第3条第1項の規定により、新たに同条第5項第7号及び第8号に規定する委員となる者の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則 (平成12年3月15日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(印西市環境審議会委員、印西市都市計画審議会委員及び印西市防災会議委員の任命に係る経過措置)

3 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の印西市環境審議会条例、印西市都市計画審議会条例及び印西市防災会議条例の規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則 (平成24年10月4日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の印西市防災会議条例(以下「新条例」という。)の規定により防災会議の委員(新条例第3条第5項第7号から第9号までの者に限る。)として新たに任命される者の任期は、この条例の施行の際現に改正前の印西市防災会議条例(以下「旧条例」という。)の規定により任命された委員(旧条例第3条第5項第7号及び第8号の者に限る。)の残任期間に相当する期間とする。

印西市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市防災会議条例(昭和40年条例第1号。以下「条例」という。)第5条の規定により、印西市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事日程)

第4条 会長は、防災会議の開催日時、議題等を記載した議事日程を定め、防災会議開催日の1週間前までに委員(専門委員を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議事日程を変更することができる。

(委員の権限委任)

第5条 委員がやむを得ない理由により、会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会議の公開)

第6条 防災会議の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該会議において、印西市情報公開条例(平成12年条例第24号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合

2 前項各号の規定に該当する場合において、会議の公開又は非公開の決定は、会長が防災会議に諮って行うものとする。

(会議開催の事前公表)

第7条 会議の開催については、開催予定日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議名、開催日時及び開催場所

(2) 傍聴者の定員及び傍聴者の決定方法

(3) 問い合わせ先

(4) その他必要な事項

2 会議開催の公表は、行政資料コーナーに配置し、市民の閲覧に供する等により行うものとする。

(会議の傍聴)

第8条 防災会議の傍聴については、別に定める「印西市防災会議傍聴要領」によるものとする。

(会議録の作成等)

第9条 会長は、会議終了後、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議名、開催日時及び開催場所

(2) 出席者

(3) 議題

(4) 会議概要及び審議経過

(5) その他防災会議が必要と認める事項

2 会議録は、会長が指名する者の署名をもって確定するものとする。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

防災会議委員名簿（役職・名）

No.	所属	役職	委員職名
	印西市	市長	会 長
1	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所	所長	第1号委員
2	農林水産省関東農政局千葉支局	地方参事官	
3	陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊	第2中隊長	
4	千葉県印旛地域振興事務所	所長	第2号委員
5	千葉県印旛土木事務所	所長	
6	千葉県印旛健康福祉センター	センター長	
7	千葉県印西警察署	署長	第3号委員
8	印西市	副市長	第4号委員
9	印西市	総務部長	
10	印西市	企画財政部長	
11	印西市	市民部長	
12	印西市	環境経済部長	
13	印西市	健康福祉部長	
14	印西市	健康子ども部長	
15	印西市	都市建設部長	
16	印西市	上下水道部長	
17	印西市教育委員会	教育部長	
18	印西市教育委員会	教育長	第5号委員
19	印西地区消防組合	消防長	第6号委員
20	印西市消防団	団長	
21	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	湖北駅長	第7号委員
22	北総鉄道株式会社運輸部旅客課駅務区	千葉ニュータウン中央 管区駅務区長	
23	東日本電信電話株式会社千葉事業部	千葉支店長	
24	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	支社長代理	
25	東京ガス株式会社千葉支社	副支社長	
26	千葉県手賀沼土地改良区	理事長	
27	印旛沼土地改良区	理事長	
28	東京電機大学理工学部	助教	
29	印西防災研究会	会員	第9号委員
30	千葉県企業局船橋水道事務所千葉ニュータウン支所	支所長	
31	成田赤十字病院	事務部長	
32	日本医科大学千葉北総病院	災害対策室係長	
33	公益社団法人印旛市郡医師会	印西地区代表	
34	公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会	印西地区代表	
35	印西市町内会自治会連合会	会長	
36	社会福祉法人印西市社会福祉協議会	会長	
37	株式会社千葉ニュータウンセンター	代表取締役社長	
38	印西市民生委員児童委員協議会	副会長	

8-2 印西市災害対策本部条例

昭和40年1月29日
条例第2号

改正 平成2年3月13日条例第16号 平成8年3月26日条例第5号
平成8年9月17日条例第11号 平成22年3月17日条例第27号
平成24年10月4日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、印西市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長がこれを指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置く。

2 前項に規定する現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員は、前2条に規定する者のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則（平成2年3月13日条例第16号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月17日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月4日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

8-3 印西市自主防災組織助成要綱

平成6年4月1日
告示第42号

改正 平成8年3月29日告示第22号 平成9年3月28日告示第21号
平成22年3月23日告示第97号 令和3年3月19日告示第31号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 自主防災組織設置助成（第3条—第9条）
- 第3章 自主防災組織活動助成（第10条—第18条）
- 第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、自主防災組織の設置及びその活動に対し、防災用資機材の譲与及び助成金を支給することにより、地域住民の地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自主的な地域の防災活動を行うために町内会等を単位として組織した団体であって、市長に印西市自主防災組織結成届（別記第1号様式）を次の各号に掲げる書類を添えて提出し、市長が認めたものをいう。

- （1）自主防災組織規約
- （2）自主防災組織防災計画
- （3）年間事業実施計画書
- （4）その他市長が必要と認めるもの

第2章 自主防災組織設置助成

（設置助成）

第3条 市長は、予算で定める範囲内において、自主防災組織が取得する消火器、担架、救急薬品、ヘルメット、ロープ、誘導旗、腕章等の防災用資機材に係る経費を助成するものとする。

（設置助成の申請）

第4条 前条の規定により設置助成を受けようとする自主防災組織（以下「設置助成申請団体」という。）は、印西市自主防災組織設置助成申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（設置助成の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、印西市自主防災組織設置助成決定通知書（別記第3号様式）により設置助成申請団体に通知するものとする。

（報告書の提出）

第6条 設置助成申請団体は、前条の規定により設置助成の決定の通知を受けたときは、速やかに印西市自主防災組織資機材受領書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第7条 設置助成申請団体は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに印西市自主防災組織変更届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- （1）自主防災組織の名称の変更
- （2）自主防災組織の代表者氏名及び住所並びに事務所所在地の変更
- （3）譲与した物品の紛失又は損傷

(譲与物品の返還)

第8条 市長は、設置助成を受けた自主防災組織が、次の各号のいずれかに該当する場合は、譲与物品の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 譲与物品を助成の目的に反して使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

(譲渡の禁止)

第9条 譲与物品は、他に譲渡してはならない。

第3章 自主防災組織活動助成

(活動助成)

第10条 市長は、自主防災組織が行う防火防災訓練等の事業（以下「助成事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「補助金交付規則」という。）及びこの章の規定により当該自主防災組織に対し、助成金を交付するものとする。

(助成額)

第11条 助成金の額は、次の各号に掲げる合算額を限度とし、一組織に対し年1回助成するものとする。

- (1) 基礎額 1万円
- (2) 参加割額 助成事業参加人数に100円を乗じた額。ただし、自主防災組織加入世帯数に100円を乗じた額を上限とする。

(交付の申請)

第12条 第10条の規定により助成金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「活動助成申請団体」という。）は、印西市自主防災組織活動助成金交付申請書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 4月1日現在の加入世帯名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定通知)

第13条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、印西市自主防災組織活動助成金交付通知書（別記第7号様式）により活動助成申請団体に通知するものとする。

(助成事業内容の変更等)

第14条 前条の規定による交付の決定通知を受けた自主防災組織（以下「被助成団体」という。）は、助成事業の内容を変更又は中止したときは、速やかに印西市自主防災組織活動助成変更届出書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 被助成団体は、助成事業が完了したときは、事業の完了の日から1月以内又は交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに、印西市自主防災組織活動助成実績報告書（別記第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 参加者数が確認できる書類
- (2) 写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、内容の審査を行い交付すべき助成金の額を確定し、印西市自主防災組織活動助成金確定通知書（別記第10号様式）により被助成団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第 17 条 被助成団体は、助成金の交付の請求をしようとするときは、印西市自主防災組織活動助成金交付請求書（別記第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第 18 条 市長は、前条の請求を受けたときは、被助成団体が指定した金融機関の口座に助成金を振り込むことにより行うものとする。

第 4 章 雑則

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか自主防災組織活動の助成に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日告示第 22 号）

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日告示第 21 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日告示第 97 号）

この告示は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日告示第 31 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別記) 略

8-4 印西市防災行政無線局管理運用規程

昭和62年4月15日
訓令第6号

改正	平成2年3月13日訓令第2号	平成3年3月30日訓令第4号
	平成4年4月1日訓令第5号	平成5年3月26日訓令第4号
	平成6年3月31日訓令第7号	平成7年3月31日訓令第7号
	平成8年3月29日訓令第22号	平成9年3月28日訓令第10号
	平成10年6月10日訓令第7号	平成12年12月25日訓令第19号
	平成13年3月29日訓令第10号	平成15年3月26日訓令第2号
	平成19年3月29日訓令第4号	平成19年12月27日訓令第17号
	平成22年3月17日訓令第12号	平成27年3月31日訓令第4号
	令和3年3月31日訓令第6号	

(目的)

第1条 この訓令は、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、印西市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し円滑な通信の確保を図るため設置する印西市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について必要な事項を定め、本市の防災及び行政事務の効果的な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 同報系子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局との通信を行うため印西市役所に開設した移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 移動系親局と通信する相手局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務省関東総合通信局長の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(総括管理者)

第3条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第4条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総務部防災課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び使用管理者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第5条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、総務部防災課防災係の係長をもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線従事者及び通信取扱者を指揮監督し、常に当該無線の運用状況を把握し、かつ、機能の維持及び保全に努める。

(使用管理者)

第6条 同報系親局、基地局及び陸上移動局に使用管理者を置く。

(無線従事者の配置等)

第7条 総括管理者は、無線系の運用に必要な員数の無線従事者を選任し、その旨を主任無線従事者無線従事者選（解）任届（別記第1号様式）により総務省関東総合通信局長に届け出なければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿（別記第2号様式）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第8条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌（別記第3号様式及び第4号様式）を記載する。

2 基地局に配置された無線従事者は、通信の相手方となる陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指導する。

（通信取扱者）

第9条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに法に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（業務書類等の管理）

第10条 管理責任者は、法に基づき業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、法の集録を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 管理責任者は、主任無線従事者無線従事者選（解）任届（別記第1号様式）に関する書類を常に整理保管しておくものとする。

（業務報告）

第11条 同報系親局及び基地局の使用管理者は、毎月の無線局の運用状況を翌月10日までに総括管理者に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、防災行政無線同報系・移動系運用状況報告書（別記第5号様式）により行うものとし、無線業務日誌を添付するものとする。

（無線設備の保守点検）

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

（1）毎日点検 通信取扱責任者が行う。

（2）月点検 使用管理者又は通信取扱責任者が行う。

（3）半年点検 管理責任者が保守点検委託業務により行う。

2 保守点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第13条 総括管理者は、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を行うものとする。

（1）総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回

（2）定期通信訓練 毎四半期

2 通信訓練は、通信統制訓練及び伝達訓練とする。

（研修）

第14条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者に対して法、関係法令及び無線設備の取扱方法等の研修を行うものとする。

（その他）

第15条 この訓令に定めるもののほか、印西市防災行政無線の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月13日訓令第2号）
この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日訓令第4号）
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第5号）
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日訓令第4号）
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日訓令第7号）
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日訓令第7号）
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日訓令第22号）
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日訓令第10号）
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月10日訓令第7号）
この訓令は、平成10年6月17日から施行する。

附 則（平成12年12月25日訓令第19号）
この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月29日訓令第10号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日訓令第2号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第4号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日訓令第17号）
この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日訓令第12号）
この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第6号）
この訓令は、公示の日から施行する。

8-5 印西市緊急情報発信システム管理運用規程

平成18年10月18日

訓令第14号

改正 平成19年3月29日訓令第4号

平成25年3月19日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、印西市緊急情報発信システムの円滑な管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において緊急情報発信システム(以下「システム」という。)とは、市民、市職員等(以下「市民等」という。)に緊急に知らせる必要のある防災又は防犯等に係る情報を市のパソコン又は携帯電話からインターネット回線を介して専用サーバに送信し、当該サーバから市民等のパソコン又は携帯電話に送信するシステムをいう。

(情報発信内容)

第3条 システムにより発信する情報の内容は、別表に掲げるとおりとする。

(総括責任者)

第4条 システムに総括責任者を置く。

- 2 総括責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 総括責任者は、システムの管理及び運用の業務を総括し、情報管理者を指揮監督する。

(情報管理者)

第5条 システムに情報管理者を置く。

- 2 情報管理者は、総務部防災課長をもって充てる。
- 3 情報管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 総括責任者の命を受け、システム内の登録情報についての管理
 - (2) 発信責任者の指揮監督
 - (3) 発信責任者からのシステムによる情報発信の承認の申請に対する決定(別記第1号様式)
 - (4) その他システムによる発信情報の管理及び運用

(発信責任者)

第6条 システムに発信責任者を置く。

- 2 発信責任者は、システムを運用する各課等の長をもって充てる。
- 3 発信責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) システムにより情報を発信する際の情報管理者に対する承認の申請(別記第2号様式)
 - (2) システムによる発信情報の適正な管理
 - (3) システムによる発信情報の訂正、修正等における情報管理者への報告(別記第3号様式)

(発信取扱者)

第7条 システムに発信取扱者を置く。

- 2 発信取扱者は、システムを運用する各課等の主任をもって充てる。
- 3 発信取扱者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 発信責任者の命を受け、システムの運用
 - (2) 市民等に緊急に知らせる必要のある情報の発信及び解除

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条）

情報発信項目	情報発信内容
1 災害情報	発生した災害の内容及び被害情報
2 避難所開設情報	避難所を開設した情報
3 気象情報	大雨、強風、河川の増水等の警報及び台風接近情報
4 地震情報	震度4以上の印西市の地震情報
5 大気情報	光化学スモッグ注意報及び警報の発令情報その他大気に関する情報
6 職員参集	職員を非常時に参集するための情報
7 防犯情報	市内及び近隣市町村で発生した犯罪情報
8 行方不明者情報	行方不明者の捜索のための情報
9 国民保護情報	ミサイル、航空攻撃、テロ等に関する情報

8-6 印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

平成8年3月26日
条例第13号

改正	平成12年3月15日条例第10号	平成18年12月15日条例第34号
	平成22年3月17日条例第13号	平成24年3月28日条例第4号
	平成26年12月22日条例第28号	平成29年3月21日条例第12号
	令和元年10月3日条例第20号	

印西町消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和44年条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び区域）

第2条 印西市に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、印西市消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は、市内全域とする。

（団員の種類）

第2条の2 消防団に置く団員は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、基本団員の活動を補完する団員とし、おおむね日中消防団活動に従事するものとする。

（定員）

第3条 団員の定員は、772人とする。

（任用）

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の基本団員は、団長が次に掲げる者のうちから、市長の承認を得てこれを任命する。

（1） 市内に居住し、通学し、若しくは勤務する者又は本市に近接する地域の居住者で消防団活動に従事できると認められるもの

（2） 年齢18歳以上の者

（3） 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 機能別団員は、団長が次に掲げる者のうちから、市長の承認を得てこれを任命する。

（1） 市内に居住し、又は勤務する者で、おおむね日中消防団活動に従事できると認められるもの

（2） 基本団員の経験が5年以上ある者又は消防吏員であった者

（欠格事項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

（1） 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2） 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（分限）

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任又は免職することができる。

- (1) 勤務実績がよくないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 団員に必要な適格性を欠くとき。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号に該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当しなくなったとき。

(退職)

第7条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ、文書をもって願い出てその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災及びその他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

2 団員が、10日以上居住地を離れるときは、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

3 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第10条 団員には、その職務に応ずる報酬を支給する。

2 団員の報酬は、別表のとおりとする。

3 団員が、就任、退任又は失職したときは、月割計算により報酬を支給する。

(費用弁償)

第11条 団員が公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費の額及び支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)第4条の規定を準用する。

3 団員が任命権者の招集による水火災及びその他の災害並びに警戒及び訓練の職務に従事したときは、出勤手当として1回当たり2,000円を支給する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、印西町消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の規定により団員に任命されている者は、この条例の相当規定により任命された者とみなす。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 3 印旛村及び本埜村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、印旛村消防団条例（昭和30年印旛村条例第28号）又は本埜村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年本埜村条例第14号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（印旛村消防団条例第2条又は本埜村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条の規定による承認及び任命又は任用を除く。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日の前日までに、編入前の印旛村及び本埜村の消防団員がした行為に対する処分の適用については、なお印旛村消防団条例及び本埜村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下これらを「編入前の条例」という。）の例による。
- 5 第10条の規定にかかわらず、編入日の前日において編入前の印旛村及び本埜村の消防団員であった者で、引き続き印西市の消防団員として任用されたものに係る報酬の支給については、平成22年3月に支給するものに限り、日割り計算による報酬額とする。
- 6 編入日の前日までに、編入前の印旛村又は本埜村の消防団員であった者に編入前の条例の規定により支給し、又は弁償すべき理由の生じた出勤手当又は費用弁償（編入日前に出発した旅行に係る旅費を含む。）で編入日以降に支給し、又は弁償するものの取扱いについては、なお編入前の条例の例による。

附 則（平成12年3月15日条例第10号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第13号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第28号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月3日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の印西市消防団の設置、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の規定によりなされた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

別表 略

8-7 印西市消防団の組織、階級及び訓練に関する規則

平成 8 年 3 月 29 日
規則第 14 号

改正	平成 9 年 3 月 28 日規則第 34 号	平成 18 年 12 月 15 日規則第 107 号
	平成 19 年 2 月 16 日規則第 12 号	平成 22 年 3 月 17 日規則第 18 号
	平成 24 年 3 月 30 日規則第 29-3 号	平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号
	平成 31 年 4 月 1 日規則第 19 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項及び第 23 条の規定に基づき、消防団の組織、階級及び訓練について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 消防団に本部、方面隊、分団及び部を置くものとする。

2 本部、方面隊、分団及び部の編成及び人員は、別表第 1 のとおりとする。

3 本部、方面隊、分団及び部の担当区域は、市長が別に定める。

(階級等)

第 3 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団に団長、副団長、方面隊長、本部付分団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員の職を置く。

3 方面隊長は、副団長の階級の者をもって充てるものとし、本部付分団長は、分団長の階級の者をもって充てるものとする。

(職務)

第 4 条 団長は、消防団の事務を統括し、団務を掌理する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ団長の指名した順序により、その職務を代理する。

3 副団長は、団長の命を受け、団務を掌理し、団員を指揮監督する。

4 方面隊長は、団長の命を受け、方面隊を統括し、所属団員を指揮監督する。

5 本部付分団長は、団長の命を受け、分担事務を処理する。

6 本部付分団長は、方面隊長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ方面隊長の指名した順序により、その職務を代理する。

(本部)

第 5 条 本部は、次に掲げる事務を管掌する。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 災害等の報告、通報及び連絡に関すること。

(3) 消防団員の教養訓練に関すること。

(4) 消防団の諸計画に関すること。

(5) 消防団の経理に関すること。

(6) 消防団の設備等の管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、団長が必要と認める事項

2 本部は、印西市役所内に置く。

(分団及び部)

第 6 条 分団に分団長及び副分団長を、部に部長、班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理す

る。

4 部長、班長及び団員は、上司の命を受け事務を処理する。

(任期)

第7条 団長、副団長、方面隊長及び本部付分団長の任期は2年とし、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(教養訓練)

第8条 団長は、消防団員の資質の向上及び実施に役立つ技能の錬磨に資するため、定期的に教養訓練を行わなければならない。

(表彰等)

第9条 市長は、消防団員が5年間勤務し、成績が優秀なときは、精勤章（別記第1号様式）を授与する。

2 市長は、分団、部又は消防団員が任務遂行に当たって、その功績が特に顕著であるときは、功労章（別記第2号様式）を授与する。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(文書)

第11条 本部には、次に掲げる文書を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 消防団沿革誌
- (3) 関係法規及び例規
- (4) 諸報告書
- (5) 消防団管轄区域図
- (6) 出動計画書
- (7) 身分関係書
- (8) 出動報告書
- (9) その他文書

(公印)

第12条 団長の公印の名称等は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(印西町消防団組織等に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 印西町消防団組織等に関する規則（昭和44年印西町規則第8号）
- (2) 印西町消防団の階級に関する規則（昭和44年印西町規則第9号）

附 則（平成9年3月28日規則第34号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月16日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規則第18号）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 印旛村及び本埜村の編入の日以後最初に委嘱される団員の任期は、第8条の規定にかかわらず、団長、副団長、支団長及び副支団長にあつては平成24年3月31日まで、分団長、副分団長、部長及び班長にあつては平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月31日規則第29号の3)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する

別表第1 (第2条)

(本部)

編成	人員
団長	1
副団長 (方面隊長)	4
本部付分団長	14
計	19

(分団及び部)

編成			人 員					
			分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
第1方面隊	第1分団	第1部	1	1	1	2	44	58
		第2部			1	2		
		第3部			1	2		
		第4部			1	2		
	第2分団	第5部	1	1	1	2	34	45
		第6部			1	2		
		第7部			1	2		
	第3分団	第8部	1	1	1	2	44	58
		第9部			1	2		
		第10部			1	2		
		第11部			1	2		
	第4分団	第12部	1	1	1	2	30	41
第13部		1			2			
第14部		1			2			
第2方面隊	第5分団	第1部	1	1	1	2	54	71
		第2部			1	2		
		第3部			1	2		
		第4部			1	2		
	第6分団	第5部	1	1	1	2	20	28
		第6部			1	2		

		第7部			1	2		
	第7分団	第8部	1	1	1	2	54	71
		第9部			1	2		
		第10部			1	2		
		第11部			1	2		
		第12部			1	2		
第3方面隊	第8分団	第1部	1	1	1	2	45	56
		第2部			1	2		
		第3部			1	2		
	第9分団	第4部	1	1	1	2	38	49
		第5部			1	2		
		第6部			1	2		
	第10分団	第7部	1	1	1	2	26	34
		第8部			1	2		
	第11分団	第9部	1	1	1	2	40	51
		第10部			1	2		
		第11部			1	2		
第4方面隊	第12分団	第1部	1	1	1	2	43	51
		第2部			1	2		
	第13分団	第4部	1	1	1	2	35	46
		第5部			1	2		
		第6部			1	2		
	第14分団	第7部	1	1	1	2	40	51
		第8部			1	2		
		第9部			1	2		
	ラッパ部					1	2	15
女性部					1	2	22	25
計			14	14	47	94	584	753

別表第2（第12条）

公印の名称	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）	用途	保管者	個数
印西市消防団長之印		古印体	方30	表彰状及び感謝状	防災課長	1
印西市消防団長之印		古印体	方21	団長名をもって処理する文書	防災課長	1

〈消防団管轄区域表〉

名 称		主な管轄区域	
第1方面隊	第1分団	1部	木下・木下東一丁目・木下南
		2部	竹袋・木下東二～四丁目
		3部	平岡
		4部	別所・宗甫・鳴沢・牧の台・牧の原
	第2分団	5部	馬場・小林北
		6部	台方・小林浅間・小林大門下
		7部	砂田・小林新田
	第3分団	8部	六軒・七畝割
		9部	大森
		10部	古新田
		11部	鹿黒
	第4分団	12部	中の口・西埜原
		13部	発作
		14部	亀成
第2方面隊	第5分団	1部	武西・武西学園台
		2部	戸神・戸神台
		3部	船尾
		4部	松崎
		5部	結縁寺・多々羅田・高花・内野
	第6分団	6部	草深（七軒屋）・原山
		7部	草深（原）・西の原・原・東の原
	第7分団	8部	本郷
		9部	宮内
		10部	和泉・大塚
		11部	小倉・牧の木戸・小倉台
		12部	白幡・木刈
第3方面隊	第8分団	1部	瀬戸・美瀬
		2部	山田
		3部	平賀・平賀学園台
	第9分団	4部	吉高
		5部	萩原・若萩
		6部	松虫
	第10分団	7部	師戸
		8部	鎌苅・舞姫
	第11分団	9部	大廻・造谷・つくりや台
		10部	岩戸
		11部	吉田
第4方面隊	第12分団	1部	中根
		2部	笠神・和泉屋・甚兵衛・押付・川向・立埜原・佐野屋
	第13分団	4部	滝・物木・滝野
		5部	竜腹寺・惣深新田
		6部	荒野・角田・みどり台
	第14分団	7部	中田切・松木・酒直ト杭・下井・長門屋
		8部	安食ト杭・将監・本埜小林
9部		下曾根・行徳・中・萩埜・桜野	

8-8 印西市災害見舞金支給要綱

平成2年3月31日
告示第20号

改正	平成6年3月30日告示第33号	平成8年3月29日告示第35号
	平成13年3月30日告示第51号	平成16年8月31日告示第127号
	平成24年7月9日告示第112号	平成26年3月27日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、暴風、豪雨、その他の異常な自然災害又は火災（以下「災害」という。）により被害を受けた者（以下「被災者」という。）に対し災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 見舞金の支給対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 災害当時、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 災害により、自己の居住の用に供している家屋に被害を受けたこと。

(災害の種類、程度及び額)

第3条 見舞金を支給する災害の種類、程度及び見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、複数の災害が重複して発生した場合は、見舞金の支給額の多い災害を支給対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金は支給しないものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 被災者の故意又は重大な過失によるとき。

(支給申請)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、印西市災害見舞金支給申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給)

第5条 市長は、見舞金を支給しようとするときは、速やかに被害の状況を調査し、印西市災害見舞金支給調書（別記第2号様式）を作成のうえ、申請者に対し見舞金を支給するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日告示第33号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日告示第35号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第51号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月31日告示第127号）

(施行期日)

1 この告示は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の（中略）印西市災害見舞金支給要綱（中略）（以下

「改正要綱」という。)の規定によりされた申請、手続きその他の行為は、この告示による改正後の改正要綱の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。

附 則 (平成 24 年 7 月 9 日告示第 112 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日告示第 44 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条)

災害の種類	災害の程度	見舞金の額
焼失	全焼	50,000 円
	半焼	30,000 円
損壊	全壊	50,000 円
	半壊	30,000 円
	床上浸水	20,000 円
死亡		50,000 円

別記 略

8-9 印西市り災証明書等交付要綱

平成19年7月13日

告示第113号

改正 令和元年9月30日告示第46号

令和3年2月8日告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた者に対し、り災証明書又はり災届出証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（大規模な火事又は爆発により生ずる被害を除く。）をいう。

(交付の対象)

第3条 証明書は、災害により被害を受けた市内の動産及び不動産（以下「り災物件」という。）の所有者又は使用者に交付する。

(証明書の申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書（り災届出証明書）交付申請書兼り災届出書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) り災の状況が判断できる写真

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、り災の状況を確認し、適当と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める証明書のいずれかを交付するものとする。

(1) り災物件が住家 り災証明書（別記第2号様式）

(2) 全てのり災物件 り災届出証明書（別記第3号様式）

(交付の特例)

第6条 証明書の様式がその提出先において特に定めたものがある場合には、当該証明書への証明をもって前条各号の交付に代えることができるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第46号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年2月8日告示第8号）

この告示は、公示の日から施行する。

り災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
備考	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

り災住家※の 所在地	
住家※の 被害の程度	
被害の概要	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、り災したことを証明します。

年 月 日

印西市長

り災届出証明書

り災者住所	
り災者氏名	
備考	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被害場所	
被害の概要	

上記のとおり、り災の届出があったことを証明します。

年 月 日

印西市長

8-10 印西市液状化等被害住宅再建支援事業実施要綱

平成23年7月1日

告示第107号

改正 平成24年2月10日告示第10号 平成24年7月9日告示第112号
平成25年3月29日告示第57号 平成27年4月1日告示第91号
平成28年3月31日告示第76号

(目的)

第1条 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「当該地震」という。）により、住宅に被害を受けた世帯に印西市液状化等被害住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災者の住宅の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧及び振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家で、市内の一戸建て住宅をいう。
- (2) 被災世帯 当該地震により住宅に被害を受けた世帯で、世帯員が印西市に住所を有するものをいう。
- (3) 地盤被害 当該地震により住宅の地盤が液状化、陥没、流出等の被害を受けているものをいう。
- (4) 半壊被害 認定基準に規定する住家半壊の状況（印西市り災証明書等交付要綱（平成19年告示第113号）第5条の規定により、市長が確認し、り災証明書を交付したものに限り、次号において同じ。）をいう。
- (5) 半壊に至らない被害 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月内閣府（防災担当））に規定する半壊に至らない状況をいう。

(支援金の交付)

第3条 支援金は、当該地震が発生した際に住宅に居住していた被災世帯で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「交付対象世帯」という。）に交付する。

- (1) 地盤被害により住宅が半壊に至らない被害を受け、当該住宅を解体した世帯（以下「住宅解体世帯」という。）
- (2) 地盤被害により住宅が半壊被害又は半壊に至らない被害を受け、当該住宅の地盤の復旧（住宅の基礎の修復を含む。）を行った世帯（以下「住宅地盤復旧世帯」という。）
- (3) 半壊被害を受けた住宅を補修した世帯（以下「半壊住宅補修世帯」という。）

2 支援金は、前項に規定する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、交付しない。

- (1) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条に規定する被災者生活再建支援金の交付を受けている世帯
- (2) この要綱の規定による支援金の交付をすでに受けている世帯

3 第1項の場合において、同一の住宅内に2以上の世帯が同居しているときは、当該世帯を一の世帯とみなし、代表する世帯に支援金を交付する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、当該地震により被災した住宅の解体工事（住宅の全てを解体する工事をいう。）、地盤復旧工事（住宅の地盤に杭打ち、薬液の注入、盛り土等を行う工事をいう。）、基礎修復工事（住宅の土台のかさ上げ、増し基礎、基礎の新設等を行う工事をいう。）及び補修工事（住宅の屋根、壁、床、柱、基礎、建具、附帯設備等を修理する工事をいう。）に要した費用とする。ただし、これらに要した費用が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。

- (1) 住宅解体世帯 100 万円
 - (2) 住宅地盤復旧世帯 100 万円
 - (3) 半壊住宅補修世帯 25 万円
- 2 前項の場合において、同項各号のうち2以上に該当するときは、いずれか一の区分に要した費用のみを支援金の額とする。
- 3 前2項の場合において、第1項第1号及び第2号に該当する世帯で、単数世帯（被災世帯であって当該地震の発生時においてその属する者の数が一である世帯をいう。）にあつては、当該額に4分の3を乗じて得た額を限度額とする。
- 4 前各項の場合において、支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、特段の事情がある場合を除き平成29年4月10日までに次に掲げる書類を添えて、印西市液状化等被害住宅再建支援金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 被災証明書（住宅解体世帯及び住宅地盤復旧世帯にあつては、地盤被害を受けた旨を記載しているものに限る。）
- (2) 住民票等の市が発行する書類で、世帯が居住する住宅の所在及び世帯員構成が確認できるもの
- (3) 工事の契約書等の写し
- (4) 世帯主の預金通帳の写し
- (5) 解体証明書（住宅解体世帯に限る。）
- (6) 住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できるもの（住宅解体世帯及び住宅地盤復旧世帯に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請が適正であると認めたときは、支援金の交付を決定し、印西市液状化等被害住宅再建支援金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年2月2日告示第3号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第91号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第76号）

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第5条）

印西市液状化等被害住宅再建支援金交付申請書

年 月 日

印西市長 様

印西市液状化等被害住宅再建支援金の交付を申請します。

申請者氏名

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

①世帯主の氏名		よみがな	
---------	--	------	--

②被災した住宅の住所	〒	
------------	---	--

2 連絡先となる現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒	
電話番号	()	

3 支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別				口座番号			
						普通・当座・その他							
ゆうちょ銀行	記号					番号							

4 住宅の被害状況等について該当するものを○で囲んでください。

被害状況	液状化等の地盤被害の有無	対応方法
ア 半壊	ア 地盤被害あり	ア 住宅の解体
イ 一部損壊	イ 地盤被害なし	イ 地盤の復旧
		ウ 基礎の修復
		エ 建物の補修

5 申請する支援金の対象区分、世帯数の状況について、該当するものを○で囲んでください。また、解体や補修等に要した費用と申請額を記入してください。

項目	申請者記入欄	備考
支援金の対象区分	<input type="checkbox"/> ア 住宅解体 <input type="checkbox"/> イ 住宅地盤復旧 <input type="checkbox"/> ウ 半壊住宅補修	・住宅地盤復旧には、住宅の基礎の修復を含むものとします（以下同じ。）。
世帯数の状況	<input type="checkbox"/> ア 単身世帯 <input type="checkbox"/> イ 複数世帯	
解体等に要した費用	円	・住宅の解体、地盤復旧、補修等に要した金額（契約書等の金額）を記載してください。
申請額	千円	・上限額 住宅解体世帯 100万円(複数世帯) 住宅地盤復旧世帯 100万円(複数世帯) 半壊住宅補修世帯 25万円 ・住宅解体世帯又は住宅地盤復旧世帯で、単身世帯の場合の限度額は、複数世帯の4分の3の金額となります。 ・千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とします。

6 添付書類を○で囲んでください。

共通添付書類	住宅解体世帯添付書類	住宅地盤復旧世帯添付書類
<input type="checkbox"/> 被災証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 工事契約書等の写し <input type="checkbox"/> 預金通帳の写し <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 解体証明書 <input type="checkbox"/> 宅地の応急危険度判定結果や写真など住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できる証明書	<input type="checkbox"/> 宅地の応急危険度判定結果や写真など住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できる証明書

7 留意事項

被災者生活再建支援金法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けている場合は、対象外となります。重複してこの支援金の交付を受けた場合は、返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

第2号様式 (第6条)

印西市液状化等被害住宅再建支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請のあった印西市液状化等被害住宅再建支援金について、
下記のとおり決定したので、印西市液状化等被害住宅再建支援事業実施要綱第6条の規定により通知
します。

記

1 申請者名

2 被災した住宅の住所

3 交付決定額 金 円

8-11 印西市液状化等被害住宅再建支援金加算事業実施要綱

平成23年7月1日

告示第108号

改正 平成24年2月10日告示第10号 平成24年7月9日告示第112号
平成25年3月29日告示第58号 平成27年4月1日告示第92号
平成28年3月31日告示第77号

(目的)

第1条 印西市液状化等被害住宅再建支援事業実施要綱(平成23年告示第107号。以下「支援事業実施要綱」という。)第6条の規定により印西市液状化等被害住宅再建支援金(以下「支援金」という。)の交付決定を受けた世帯を対象に印西市液状化等被害住宅再建支援加算金(以下「加算金」という。)を交付することにより、被災者の住宅の再建を重ねて支援し、もって被災地域の早期の復旧及び復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知。以下「認定基準」という。)に規定する住家で、市内の一戸建て住宅をいう。
- (2) 被災世帯 当該地震により住宅に被害を受けた世帯で、世帯員が印西市に住所を有するものをいう。
- (3) 地盤被害 当該地震により住宅の地盤が液状化、陥没、流出等の被害を受けているものをいう。
- (4) 半壊被害 認定基準に規定する住家半壊の状況(印西市り災証明書等交付要綱(平成19年告示第113号)第5条の規定により、市長が確認し、り災証明書を交付したものに限り、次号において同じ。)をいう。
- (5) 半壊に至らない被害 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成21年6月内閣府(防災担当))に規定する半壊に至らない状況をいう。

(加算金の交付)

第3条 加算金は、支援事業実施要綱第3条第1項に規定する住宅解体世帯、住宅地盤復旧世帯又は半壊住宅補修世帯で支援金の交付決定を受け、同要綱第4条第1項に規定する解体工事、地盤復旧工事、基礎修復工事及び補修工事(以下「工事」という。)に要した費用が、同項各号に規定する額(以下「限度額」という。)を超えるもの(以下「交付対象世帯」という。)に交付する。

2 加算金は、前項に規定する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、交付しない。

- (1) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条に規定する被災者生活再建支援金の交付を受けている世帯
- (2) この要綱の規定による加算金の交付をすでに受けている世帯

3 第1項の場合において、同一の住宅内に2以上の世帯が同居しているときは、当該世帯を一の世帯とみなし、代表する世帯に加算金を交付する。

(加算金の額)

第4条 加算金の額は、工事に要した費用から限度額を差し引いた額(以下「加算額」という。)とする。ただし、加算額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。

- (1) 住宅解体世帯 30万円
- (2) 住宅地盤復旧世帯 30万円
- (3) 半壊住宅補修世帯 10万円

2 前項の場合において、同項各号のうち2以上に該当するときは、いずれか一の区分に要した費用のみを加算額とする。

3 前2項の場合において、第1項第1号及び第2号に該当する世帯で、単数世帯（被災世帯であつて当該地震の発生時においてその属する者の数が一である世帯をいう。）にあつては、当該額に4分の3を乗じて得た額を加算額とする。

4 前各項の場合において、加算額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
(交付申請)

第5条 加算金の交付を受けようとする交付対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、特段の事情がある場合を除き平成29年4月10日までに次に掲げる書類を添えて、印西市液状化等被害住宅再建支援加算金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、支援事業実施要綱第5条に規定する書類により交付対象世帯に関する必要な情報が確認できるときは、添付する書類を省略することができる。

(1) り災証明書（住宅解体世帯及び住宅地盤復旧世帯にあつては、地盤被害を受けた旨を記載しているものに限る。）

(2) 住民票等の市が発行する書類で、世帯が居住する住宅の所在及び世帯員構成が確認できるもの

(3) 工事の契約書等の写し

(4) 世帯主の預金通帳の写し

(5) 印西市液状化等被害住宅再建支援金交付決定通知書

(6) 解体証明書（住宅解体世帯に限る。）

(7) 住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できるもの（住宅解体世帯及び住宅地盤復旧世帯に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請が適正であると認めたときは、加算金の交付を決定し、印西市液状化等被害住宅再建支援加算金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により加算金の交付を受けたときは、加算金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年2月2日告示第3号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第58号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第92号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第77号）

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第5条）

印西市液状化等被害住宅再建支援加算金交付申請書

年 月 日

印西市長 様

印西市液状化等被害住宅再建支援加算金の交付を申請します。

申請者氏名

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

①世帯主の氏名

	よみがな	
--	------	--

②被災した住宅の住所

〒	
---	--

2 連絡先となる現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	()

3 支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別				口座番号			
						普通・当座・その他							
ゆうちょ銀行	記号					番号							

4 住宅の被害状況等について該当するものを○で囲んでください。

被害状況	液状化等の地盤被害の有無	対応方法
ア 半壊	ア 地盤被害あり	ア 住宅の解体
イ 一部損壊	イ 地盤被害なし	イ 地盤の復旧
		ウ 基礎の修復
		エ 建物の補修

5 申請する加算金の対象区分、世帯数の状況について、該当するものを○で囲んでください。また、解体や補修等に要した費用と申請額を記入してください。

項目	申請者記入欄	備考
加算金の対象区分	A 住宅解体 B 住宅地盤復旧 C 半壊住宅補修	・住宅地盤復旧には、住宅の基礎の修復を含むものとします（以下同じ。）。
世帯数の状況	i 単身世帯 ii 複数世帯	
解体等に要した費用	(A) 円	・支援対象となる解体等に要した金額（契約書等の金額）を記載してください。
支援金交付決定額	(B) 円	・印西市液状化等被害住宅再建支援金交付決定通知書に記載している額を記載してください。
加算金対象額	(C) 円	(A) - (B) = (C)
申請額	千円	・上限額 住宅解体世帯 30万円(複数世帯) 住宅地盤復旧世帯 30万円(複数世帯) 半壊住宅補修世帯 10万円 ・住宅解体世帯又は住宅地盤復旧世帯で、単身世帯の場合の限度額は、複数世帯の4分の3の金額となります。 ・千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とします。

6 添付書類を○で囲んでください。

共通添付書類	住宅解体世帯添付書類	住宅地盤復旧世帯添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・住民票 ・工事契約書等の写し ・預金通帳の写し ・その他 <div style="text-align: center;">()</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・解体証明書 ・宅地の応急危険度判定結果や写真など住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できる証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の応急危険度判定結果や写真など住宅の敷地が地盤被害を受けたことが確認できる証明書

7 留意事項

被災者生活再建支援金法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けている場合は、対象外となります。重複してこの加算金の交付を受けた場合は、返還していただくことになりますので、ご注意ください。

第2号様式 (第6条)

印西市液状化等被害住宅再建支援加算金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付で申請のあった印西市液状化等被害住宅再建支援加算金について、下記のとおり決定したので、印西市液状化等被害住宅再建支援加算事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 被災した住宅の住所
- 3 交付決定額 金 円

8-12 被害の認定基準

区分	被害種類	認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分	被害種類	認定基準
り	災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 一部破損及び床上浸水の場合は計上しない。
り	災 者	り災世帯の構成員とする。
その他被害	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運轉する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地 滑 り	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク ・ 石 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田 の 流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
畑 の 流 失 ・ 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
畑 の 冠 水		
被害金額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に朱書きするものとする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

区分	被害種類	認定基準
	公共施設 災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

※出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針令」消防庁「災害報告取扱要領」

8-13 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害救助法施行令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む）の区域内において当該災害にかかり、被災者が現に救助を必要とする状態にある者に対して行われる。

災害救助法施行令

〔災害の範囲〕

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第1（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

別表第3（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情があつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		5,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上		12,000

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

8-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和3年6月18日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全壊	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
半壊	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 準半壊以外595,000円以内 準半壊 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒5,200円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額につ	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
		ては百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四		

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800 円以内 救急救命士 13,700 円以内 土木技術者、建築技術者 14,200 円以内 大工 24,500 円以内 左官 26,100 円以内 とび職 26,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8-15 被災者生活再建支援法

(平成十年五月二十二日法律第六十六号)

最終改正：令和二年十二月四日法律第六十九号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条—第五条）
- 第三章 被災者生活再建支援法人（第六条—第十七条）
- 第四章 国の補助等（第十八条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十条の二—第二十二条）
- 第六章 罰則（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
 - ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点で踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
 - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
 - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十六年三月三十一日法律第十三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附 則 （平成十八年六月二日法律第五十号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成十八年法律第四十八号〕の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 （平成十九年十一月十六日法律第百十四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法(次条において「新法」という。)第三条第一項の規定は、この法律の公布の日(以下「公布日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

附 則 (平成二十三年八月三十日法律第百号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 略

(被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置)

- 3 [前略] 改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則 (令和二年十二月四日法律第六十九号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号(ホに係る部分に限る。)及び第三条(同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。)の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

8-16 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月15日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する災害(以下「自然災害」という。)により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約(昭和30年千葉県告示第496号)第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「共同処理団体」という。)の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

- (1) 法に基づく政令(以下「政令」という。)第1条の災害
- (2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によつて生計を維持していた者
- (2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者
- (3) 前2号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合にあっては、兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第1順位者として災害弔慰金を支給することができる。

4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害にあって死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

（災害障害見舞金の額）

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（支給の制限）

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不相当と認めた場合

（認定等）

第9条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第2条に規定する災害による死亡が発生したと思料するに至った場合又は第6条に規定する障害者に該当すると思料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

- 2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。
- 3 組合長は、第2条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

（審査会）

第10条 組合に審査会を設置する。

- 2 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から四年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置く。
- 6 会長は、組合長が指名する委員をもつて充てる。
- 7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 9 審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。
- 10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。
- 12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項の規定による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあっては同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあっては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷
- (2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)
- (3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 世帯主の負傷の場合 150万円

ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)があった場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があった場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失した場合 350万円

- (3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 1災害について、前項の被害の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(政令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利息)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第14条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも

繰上償還をすることができる。

- 3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第十六条の規定によるものとする。

(一時償還)

第 15 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第 12 条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第 16 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元金につき、年 5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第 17 条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第 12 条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第 18 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
(千葉県市町村総合事務組合課設置条例の一部改正)
- 2 千葉県市町村総合事務組合課設置条例(昭和 45 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。
9 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた

者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 12 条第 3 項の規定の適用については、第 12 条第 3 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」とする。

- 4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第 18 条の規定にかかわらず、平成 23 年特別令第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 14 条第 1 項の規定によるものとする。

附 則（昭和 50 年 7 月 19 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 10 月 15 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 9 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 51 年 10 月 25 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害による被害について適用する。

附 則（昭和 52 年 7 月 11 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 52 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和 53 年 5 月 15 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害による被害について適用する。

附 則（昭和 53 年 11 月 25 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 54 年 7 月 12 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 54 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 55 年 6 月 13 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 55 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 56 年 10 月 16 日条例第 10 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害による被害について適用する。

- 2 この条例の規定による改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例に基づいて、適用日からこの条例の施行の前日までの間に支払われた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払いとみなす。

附 則（昭和 57 年 7 月 13 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 57 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 23 日条例第 13 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和 57

年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

(千葉県市町村総合事務組合課設置条例の一部改正)

2 千葉県市町村総合事務組合課設置条例(昭和45年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和58年11月28日条例第6号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、昭和58年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第4号)の1部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和59年8月15日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、昭和59年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和60年7月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、昭和60年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和61年9月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、昭和61年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和62年2月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和62年6月19日条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、昭和62年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和63年6月28日条例第7号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、昭和63年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成元年6月8日条例第6号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成元年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成2年7月5日条例第8号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成2年6月1日以後

に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月26日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成3年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月4日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第10条及び第11条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
- 3 平成3年6月3日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例による改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて支給された災害弔慰金は、新条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

附 則（平成4年8月31日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成4年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月23日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成5年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年8月29日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成6年6月1日以後に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年8月8日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 7 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお、従前の例による。

附 則（平成 8 年 8 月 1 日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 8 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 10 月 7 日条例第 8 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条（「千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）」を「組合」に改める規定を除く。）、第 3 条、第 6 条及び第 10 条の規定は、平成 8 年 9 月 22 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により適用日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた災害弔慰金は、改正後の条例に基づく災害弔慰金とみなす。

附 則（平成 9 年 7 月 8 日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 9 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 7 月 9 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 10 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 5 月 31 日条例第 6 号） 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 12 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則（平成 23 年 8 月 11 日条例第 6 号）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 3 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 19 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 12 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条の規定は、同条の規定による違約金のうち平成 31 年 4 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 11 月 21 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 5 月 27 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 5 月 20 日から適用する。

別表 (第 6 条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの